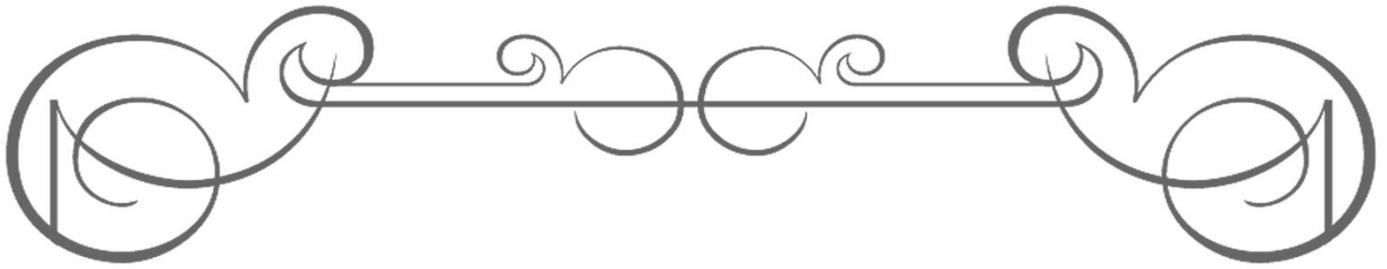


浜田市高齢者福祉計画

計画期間：令和3年度～令和5年度



島根県 浜田市

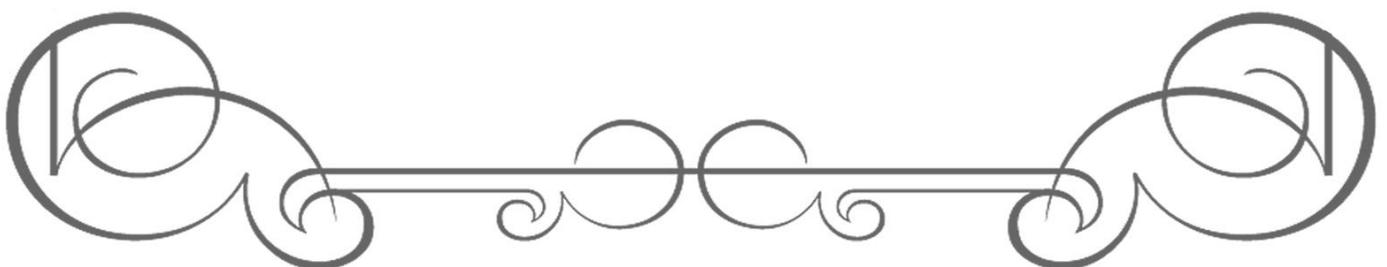


浜田市高齢者憲章

平成20年3月21日制定

わたくしたちは、浜田市民であることを誇りとし、美しい自然に恵まれたこのまちで、自立の心を持ち、主体的な役割を担い、いきいきと暮らしていくことをめざして、この憲章を定めます。

- 一 生涯を通じて、心身の健康づくりにつとめます。
- 一 みずからの知識と経験を活かし、すすんで社会活動に参加します。
- 一 ふるさとの伝統文化を守り伝えるまちづくりをすすめます。
- 一 互いに支えあい、人情あふれる地域づくりをすすめます。
- 一 生きがいを持ち、心豊かな人生をはぐくみます。



目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
第2章 浜田市の高齢者の現状と将来推計	3
1 高齢者人口の状況	3
2 高齢者世帯の状況	7
3 高齢者の健康状態	10
4 各種調査からみえる課題	15
5 将来推計	17
第3章 計画策定の基本的な考え方	19
1 計画の基本理念	19
2 計画の基本目標	19
3 計画の体系	20
第4章 目標達成のための事業	21
1 地域共生社会と地域包括ケアの実現	21
2 地域活動と連携した介護予防と生活支援体制の充実	25
3 認知症支援施策の充実	33
4 生涯現役のまちづくり	36
5 サービス基盤の計画的整備	37
6 介護人材の確保と質の向上	42
第5章 安心安全なまちづくりを目指して	43
1 防災対策の推進	43
2 その他の対策	45
第6章 高齢者福祉の推進にあたって	48
1 計画の推進体制	48
2 果たすべき役割	48
資料編	49
1 策定経過	49
2 浜田市保健医療福祉協議会規則	50
3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿	52
4 浜田市高齢者福祉専門部会委員名簿	53

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

わが国は総人口が減少し続ける一方、高齢者人口は増加しています。「令和2年版高齢社会白書」によると、令和元年10月1日時点の日本の総人口は1億2,617万人であり、その内65歳以上の高齢者は3,589万人、高齢化率は28.4%であるとされています。

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年に介護保険制度が始まり、制度は定着していますが、介護サービス利用者は増加しており、また現役世代の減少が見込まれる中、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

このような中、市町村の介護保険事業計画が「地域包括ケア計画」として位置付けられ、団塊の世代が75歳以上となる2025年までを見据えた地域包括ケアシステム¹の構築が進められてきました。

今後も、地域包括ケアシステムを着実に推進していくため、自立支援・重度化防止に積極的に取り組むことや、医療・介護の連携等の推進、ニーズに応じたサービス内容の見直し、介護人材の確保などの取り組みを進めていくことが求められています。

さらに、国においては地域社会全体の在り方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超越して、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」を目指しています。

本市においても令和2年の高齢化率は36.9%と高齢化は進行しており、今後も高くなることが予想され、健康寿命の延伸のため、認知症対策やフレイル²等への対策がこれまで以上に求められています。特に認知症については、本人や家族への負担が大きいことや、徘徊等、命に直結するリスクが高いことから地域ぐるみの対策は急務です。また、加齢に伴い体や心の働き、社会的なつながりが弱くなるフレイルの進行を防ぐことも重要です。高齢者が自分らしく住みなれた地域で安心して暮らし続けるためにも、認知症対策をはじめ、健康づくり、生活習慣病の予防等をより一体的に進める必要があります。

また、趣味や生涯学習、スポーツ、就労、交流、ボランティアなどの活動に、社会との関わりの中で積極的に参加し、地域での孤立化を防ぐとともに、一人ひとりが生きがいをもって元気に暮らすことがより重要となります。

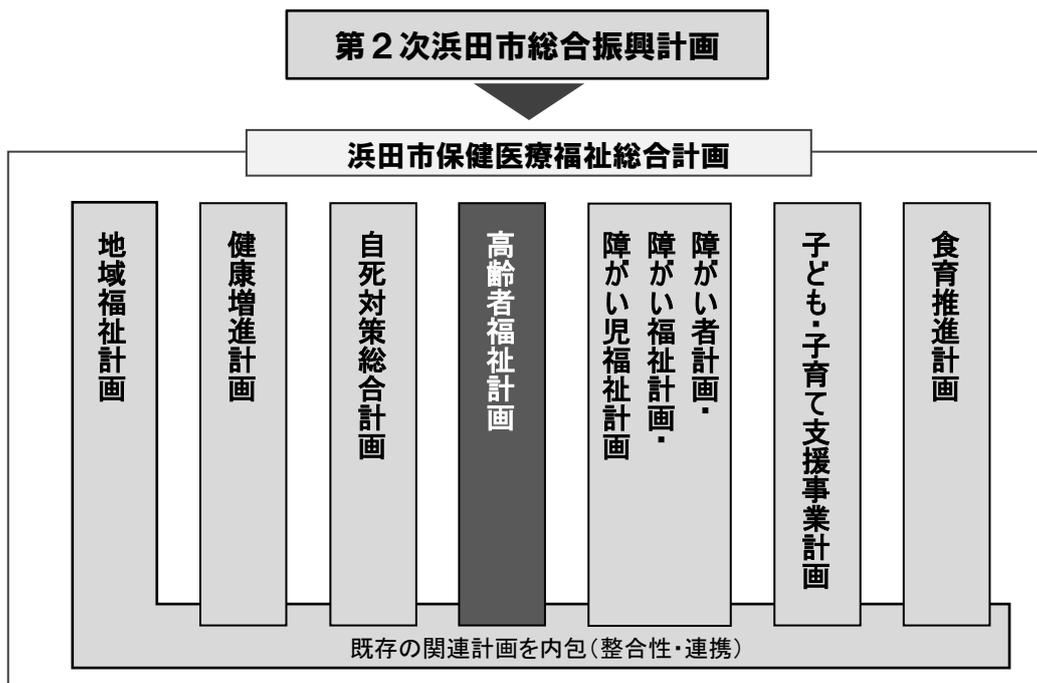
これら国や本市の高齢者を取り巻く状況等を踏まえ、高齢者福祉施策を進めるため、浜田地区広域行政組合の介護保険事業計画との整合を図りつつ、「浜田市高齢者福祉計画（平成30年度～令和2年度）」を見直し、新たに「浜田市高齢者福祉計画（令和3年度～令和5年度）」を策定します。

¹ 地域包括ケアシステム：概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位として、可能な限り住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される包括的な支援・サービス提供体制のこと。

² フレイル：加齢とともに心と体の動きが弱くなってきた状態をフレイル（虚弱）と呼び、適切な評価・対策を行うことで、一定の機能回復が可能とされている。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく計画であり、「第2次浜田市総合振興計画」に基づく「浜田市保健医療福祉総合計画」を上位計画とし、「浜田市地域福祉計画」「浜田市健康増進計画」等各種計画との整合を図りながら、浜田市高齢者憲章（平成20年3月21日制定）の精神を尊重し、高齢者福祉施策を推進するための基本となる計画です。



3 計画の期間

本計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とし、2025年（令和7年）を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに団塊ジュニア世代が高齢化する令和22年度（2040年度）に向けた長期的な視点を持った計画として策定するものです。

■計画の期間

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
前計画			浜田市高齢者福祉計画 (本計画)			次計画		
		見直し			見直し			

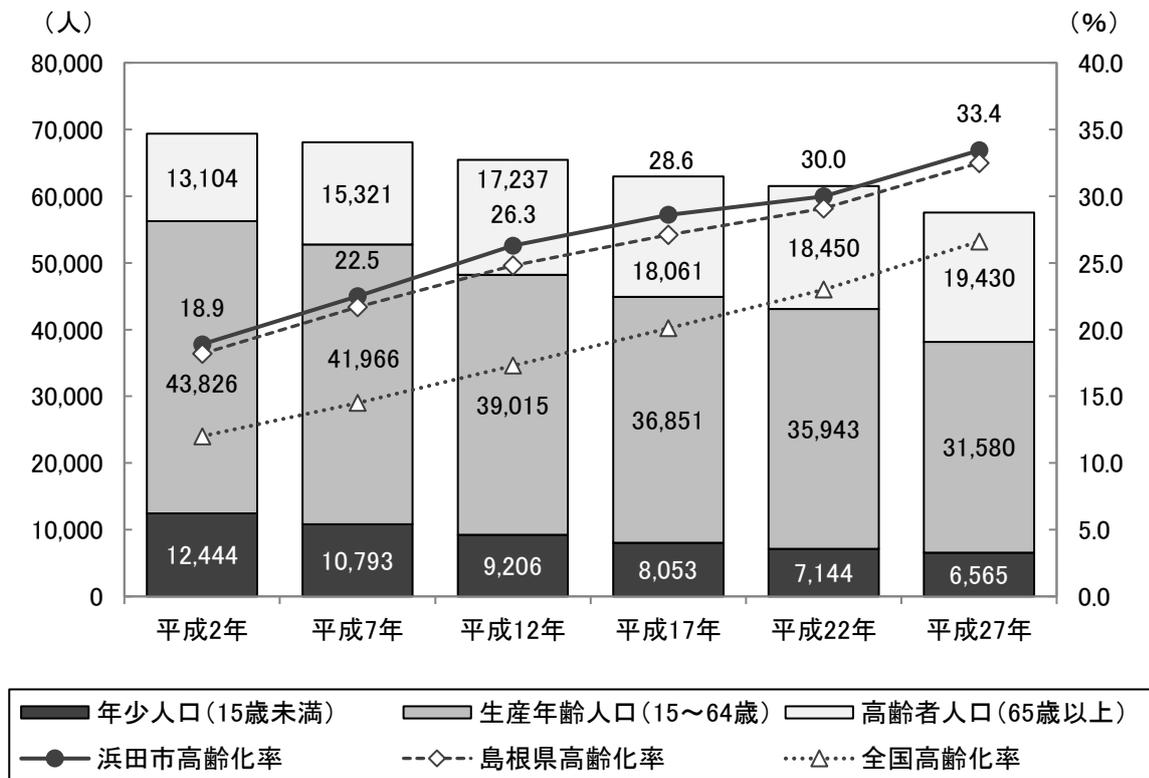
第2章 浜田市の高齢者の現状と将来推計

1 高齢者人口の状況

(1) 国勢調査からみた人口構造の変化と推移

国勢調査結果によると、平成2年以降、本市の総人口は減少が続いている一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。平成27年の高齢化率は33.4%となっており、3人のうち1人が高齢者となっています。

また、年少人口（15歳未満）については、平成2年から平成27年にかけて、12,444人から6,565人へと約半数にまで減少しており、少子化も急速に進行しています。



資料：国勢調査

(2) 住民基本台帳からみた人口の推移

住民基本台帳の登録人口をみると、高齢者人口は平成27年以降増加傾向で推移しており、令和2年10月1日現在、高齢化率は36.9%となっています。

地域別では、弥栄地域が最も高齢化が進んでおり、次いで三隅地域、旭地域、金城地域、浜田地域の順となっています。

また、令和2年の人口構造をみると、男女ともに70～74歳が最も多い年齢層となっています。

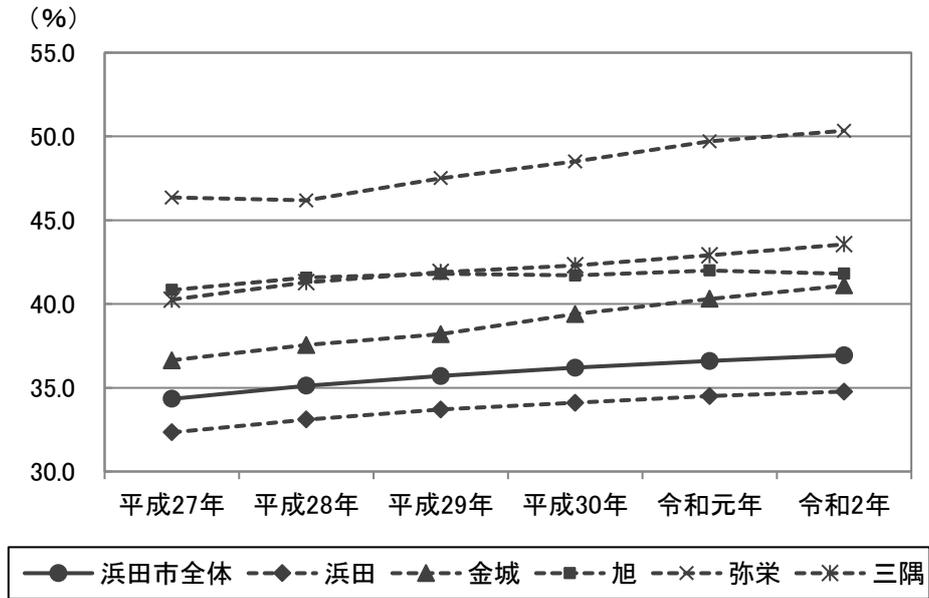
■人口と高齢者数・高齢化率の推移

単位：人、%

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
浜田市全体						
総人口	56,877	56,164	55,342	54,505	53,582	52,738
高齢者人口	19,532	19,724	19,747	19,710	19,617	19,481
高齢化率	34.3	35.1	35.7	36.2	36.6	36.9
浜田						
総人口	41,724	41,206	40,710	40,183	39,565	38,951
高齢者人口	13,492	13,638	13,701	13,711	13,652	13,541
高齢化率	32.3	33.1	33.7	34.1	34.5	34.8
金城						
総人口	4,458	4,421	4,336	4,239	4,162	4,107
高齢者人口	1,633	1,660	1,657	1,671	1,678	1,688
高齢化率	36.6	37.5	38.2	39.4	40.3	41.1
旭						
総人口	2,958	2,887	2,811	2,748	2,690	2,672
高齢者人口	1,208	1,200	1,176	1,147	1,129	1,117
高齢化率	40.8	41.6	41.8	41.7	42.0	41.8
弥栄						
総人口	1,385	1,375	1,343	1,295	1,255	1,214
高齢者人口	642	635	638	628	624	611
高齢化率	46.4	46.2	47.5	48.5	49.7	50.3
三隅						
総人口	6,352	6,275	6,142	6,040	5,910	5,794
高齢者人口	2,557	2,591	2,575	2,553	2,534	2,524
高齢化率	40.3	41.3	41.9	42.3	42.9	43.6

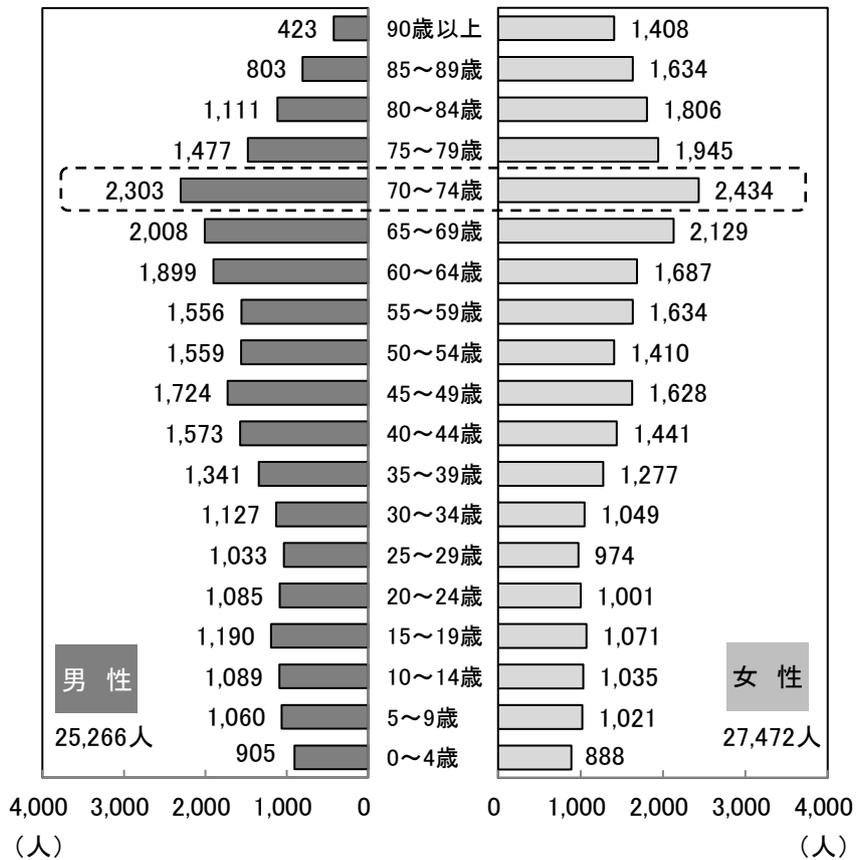
資料：住民基本台帳、外国人登録(各年10月1日現在)

■高齢化率の推移（地域別）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

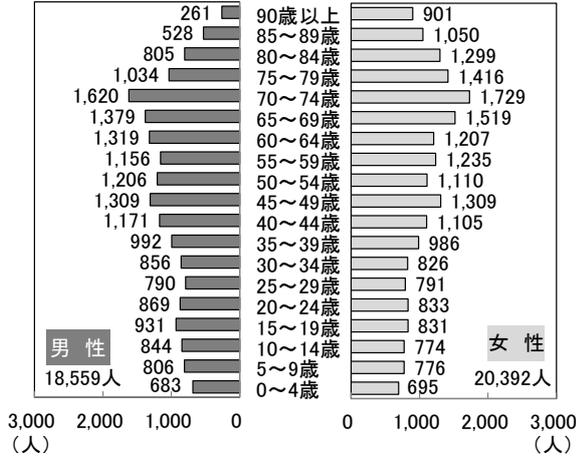
■浜田市の人口構造（令和2年）



資料：住民基本台帳（10月1日現在）

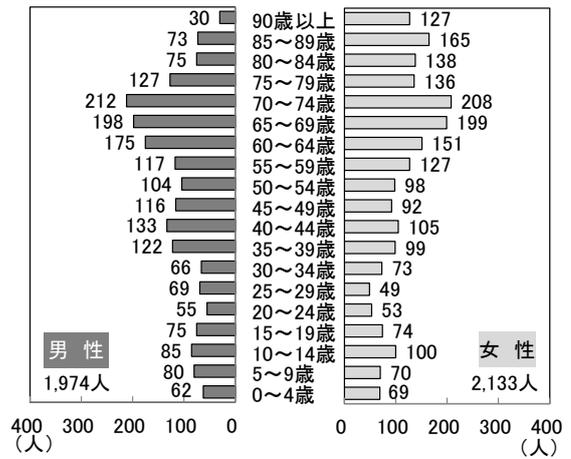
■各地域別の人口構造（令和2年）

【浜田地域】



人口/38,951人（男性：18,559人 女性：20,392人）
 高齢化率/34.8% 世帯/19,408世帯
 75歳以上率/18.7%

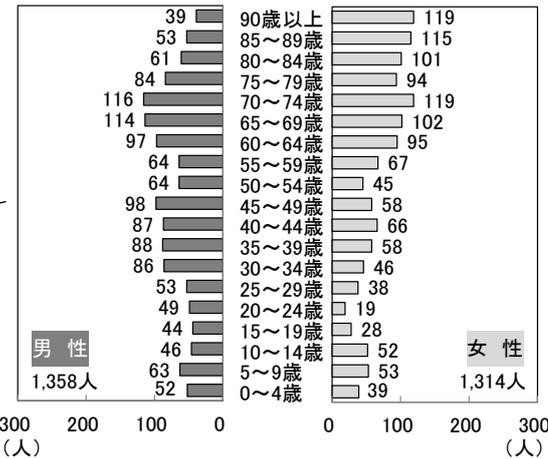
【金城地域】



人口/4,107人（男性：1,974人 女性：2,133人）
 高齢化率/41.1% 世帯/1,878世帯
 75歳以上率/21.2%

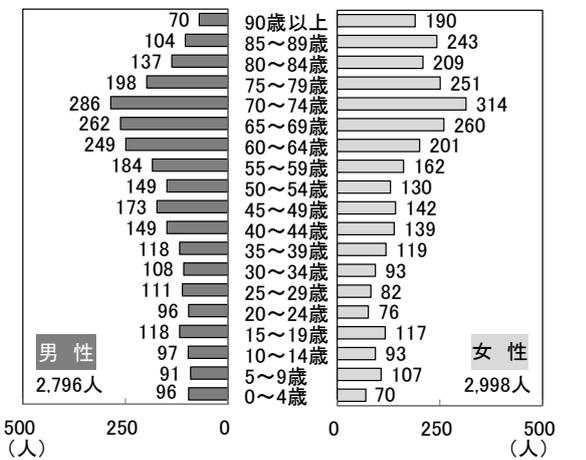


【旭地域】



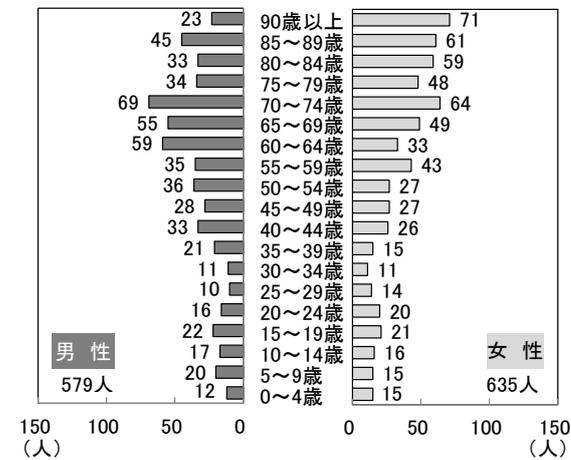
人口/2,672人（男性：1,358人 女性：1,314人）
 高齢化率/41.8% 世帯/1,353世帯
 75歳以上率/24.9%

【三隅地域】



人口/5,794人（男性：2,796人 女性：2,998人）
 高齢化率/43.6% 世帯/2,813世帯
 75歳以上率/24.2%

【弥栄地域】



人口/1,214人（男性：579人 女性：635人）
 高齢化率/50.3% 世帯/662世帯
 75歳以上率/30.8%

資料：住民基本台帳(10月1日現在)

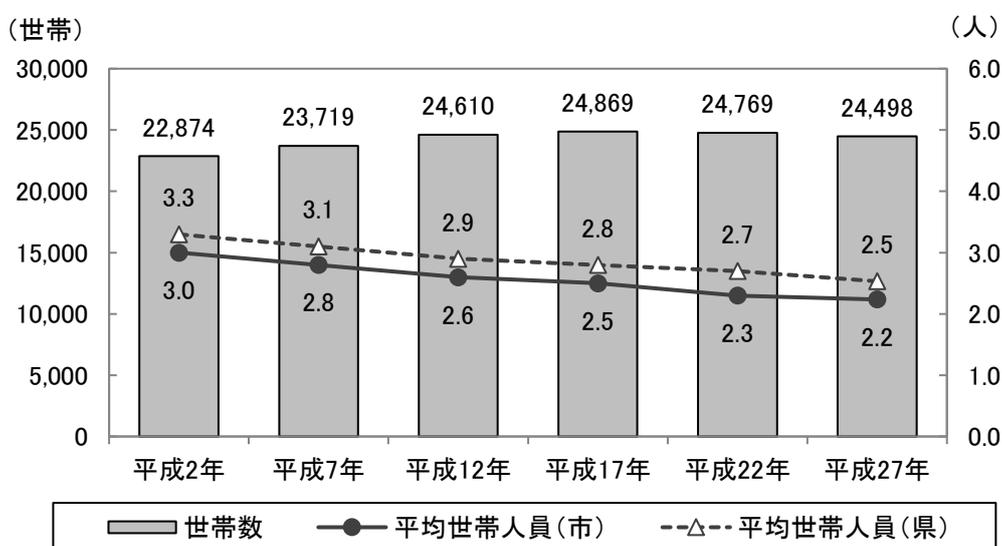
2 高齢者世帯の状況

(1) 高齢者の世帯数

総世帯数は平成17年をピークに増加から減少に転じています。また、平均世帯人員も減少が続いており、島根県平均を約0.3ポイント下回っています。

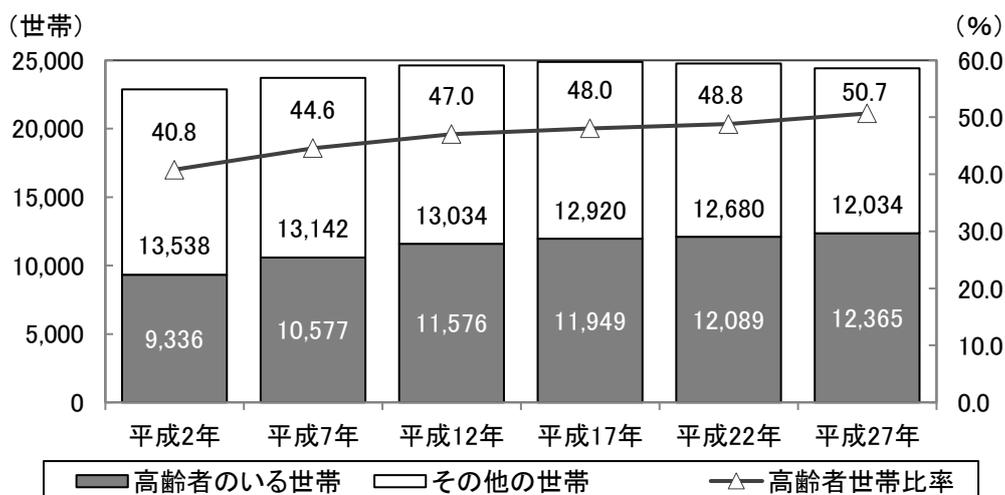
一般世帯全体に占める高齢者世帯の割合は増加傾向にあり、平成27年には5割を上回っています。

■世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の推移



資料：国勢調査

(2) 高齢者のいる世帯の内訳

高齢者のいる世帯の内訳をみると、高齢者のみの世帯(高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯)が増加傾向にあり、平成27年では54.0%と半数以上を占めています。

■高齢者のいる世帯の状況(浜田市)

単位：世帯

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	22,874	23,719	24,610	24,869	24,769	24,399
高齢者のいる世帯	9,336	10,577	11,576	11,949	12,089	12,365
高齢者単身世帯	1,646	2,086	2,672	2,999	3,308	3,748
高齢者夫婦世帯	1,395	1,941	2,432	2,694	2,694	2,934
高齢者同居世帯	6,295	6,550	6,472	6,256	6,087	5,683

資料：国勢調査

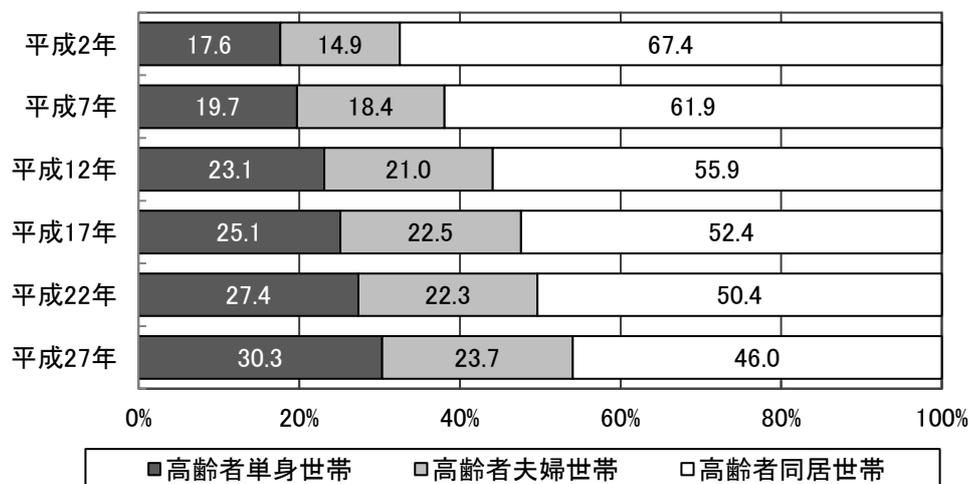
■高齢者のいる世帯の状況(島根県)

単位：世帯

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	235,014	244,996	256,508	259,289	260,921	264,080
高齢者のいる世帯	99,537	112,331	123,265	128,687	131,636	137,643
高齢者単身世帯	13,615	17,160	21,124	24,452	27,279	31,636
高齢者夫婦世帯	12,015	17,057	21,754	24,562	26,439	29,665
高齢者同居世帯	73,907	78,114	80,387	79,673	77,918	76,342

資料：国勢調査

■高齢者世帯内訳の推移(浜田市)



資料：国勢調査

(3) 高齢者独居世帯数の推移

高齢者独居世帯数は、平成17年から平成27年の10年間で、65歳以上は1.2倍、75歳以上は1.3倍、85歳以上は2.2倍に増加しています。

男女別にみると、女性の高齢者独居世帯が多く、配偶者死別を要因とする独居世帯が多くなっています。

■高齢者独居世帯数

単位：世帯

区分	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
	総数	総数	総数
65歳以上	2,999	3,308	3,748
75歳以上	1,754	2,111	2,319
85歳以上	385	582	833

資料：国勢調査

■高齢者のいる世帯の状況

【平成17年】

単位：世帯＝人

区分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	619	60	52	363	119	2,380	136	39	2,031	147
75歳以上	312	18	27	228	29	1,442	56	18	1,296	61
85歳以上	78	4	9	58	2	307	8	1	290	7

【平成22年】

単位：世帯＝人

区分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	753	96	81	418	138	2,555	155	71	2,130	174
75歳以上	417	18	49	296	47	1,694	67	37	1,514	63
85歳以上	104	-	13	84	7	478	8	9	449	9

【平成27年】

単位：世帯＝人

区分	男					女				
	総数	未婚	有配偶	死別	離別	総数	未婚	有配偶	死別	離別
65歳以上	1,052	226	120	451	231	2,696	150	68	2,210	243
75歳以上	465	30	53	311	66	1,854	73	42	1,651	73
85歳以上	161	3	21	130	7	672	15	9	630	13

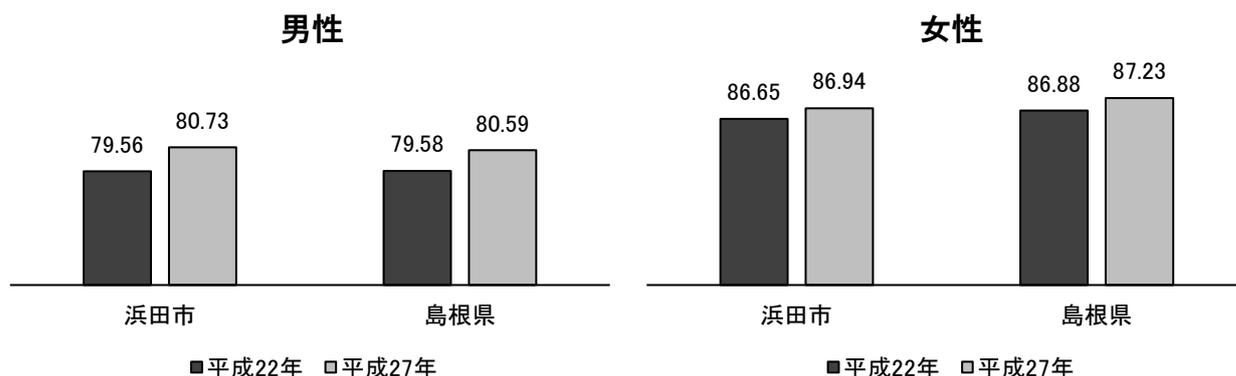
資料：国勢調査

3 高齢者の健康状態

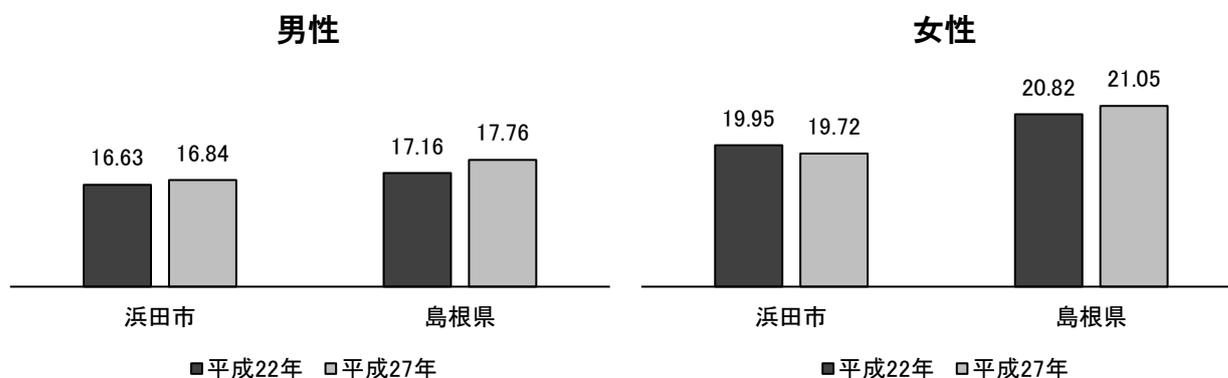
(1) 平均寿命と65歳平均自立期間³

浜田市の平均寿命は、男女とも延伸しています。特に男性の平均寿命は島根県より高い傾向です。65歳の平均自立期間は、男性は延伸していますが、女性は短くなっています。女性の健康寿命の延伸が課題となっています。

■ 平均寿命(各年を中間年とした5年の平均)



■ 65歳平均自立期間(各年を中間年とした5年の平均)



平均自立期間の算出にあたっては、表示年を中心年とする5年分の死亡データ(「人口動態統計」厚生労働省官房統計情報部)と要介護者割合(島根県国民健康保険連合会)を用いています。介護度は要介護2~5を使用しています。

資料: 島根県健康指標データベースシステム

³ 平均自立期間: 要介護状態でない余命を示す指標であり、要介護者率を生命表に結合することによって算出される。この概念は「健康寿命」、「活動的平均余命」などとよばれるものと基本的に同一の概念である。日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる生存期間のこと。

(2) 要支援・要介護認定者数及び認定率

第1号被保険者のうち要支援・要介護認定者数を令和元年度と平成29年度で比べると、要支援認定者数は増加傾向で推移しており、39人増加し、942人となっています。一方で要介護認定者数は減少傾向にあり、151人減少し、3,522人となっています。

要介護認定率について、令和元年度では平成29年度と比べて0.4ポイントの減少となっています。また、全国、県と比べても認定率は高い状況となっています。

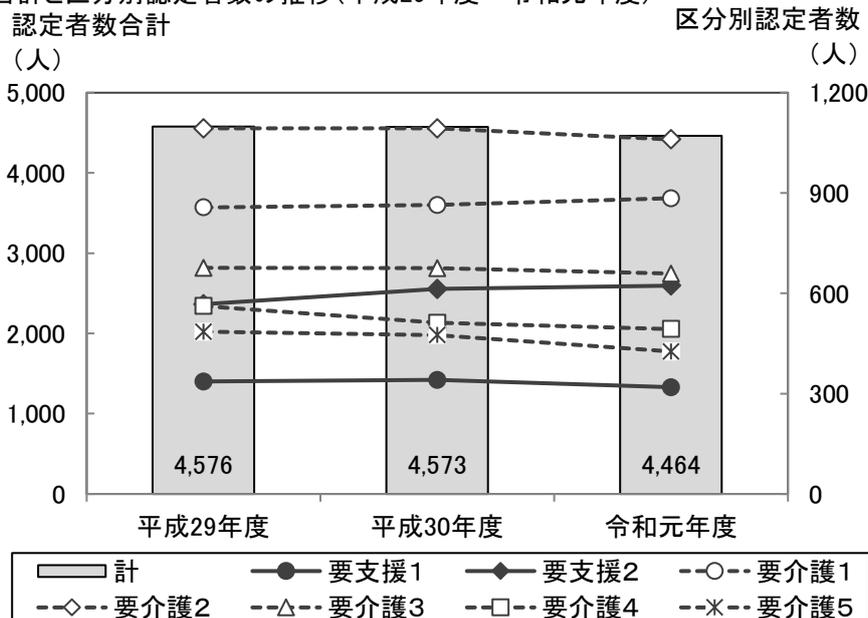
■浜田市要支援・要介護認定者数の推移(平成29年度～令和元年度)

単位：人、%

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
第1号被保険者			
要支援1	336	341	319
要支援2	567	613	623
要介護1	857	864	884
要介護2	1,093	1,093	1,060
要介護3	676	675	659
要介護4	562	512	493
要介護5	485	475	426
計	4,576	4,573	4,464
市認定率	23.2%	23.2%	22.8%
県認定率	20.6%	20.8%	20.8%
全国認定率	18.1%	18.3%	18.5%

資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

■認定者数合計と区別認定者数の推移(平成29年度～令和元年度)



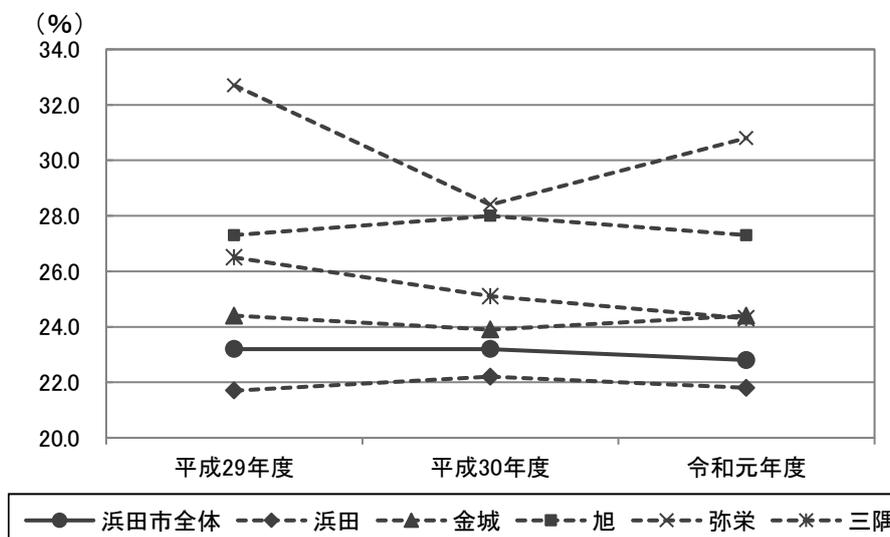
■地域別の要支援・要介護認定者数の推移(平成29年度～令和元年度)

単位：人、%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
浜田			
第1号被保険者数	13,699	13,699	13,568
要支援・要介護認定者数	2,967	3,038	2,955
認定率	21.7%	22.2%	21.8%
金城			
第1号被保険者数	1,661	1,680	1,682
要支援・要介護認定者数	406	401	410
認定率	24.4%	23.9%	24.4%
旭			
第1号被保険者数	1,154	1,135	1,120
要支援・要介護認定者数	315	318	306
認定率	27.3%	28.0%	27.3%
弥栄			
第1号被保険者数	633	619	617
要支援・要介護認定者数	207	176	190
認定率	32.7%	28.4%	30.8%
三隅			
第1号被保険者数	2,565	2,545	2,518
要支援・要介護認定者数	681	640	613
認定率	26.5%	25.1%	24.3%

資料：浜田地区広域行政組合介護保険台帳（各年度3月末）

■地域別の認定率の推移(平成29年度～令和元年度)



資料：介護保険事業状況報告（各年度3月末現在）

(3) 要支援・要介護認定者の認知症自立度別人数及び認知症率

認知症高齢者については、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準により、その状態に応じてⅠ～Ⅴまでの大きく5つのランクに区分しています。

令和元年度末の要支援・要介護認定者のうち、認知症自立度Ⅱa以上と判断された高齢者は2,820人で、要支援・要介護認定者に占める割合（認知症出現率）は63.2%となっており、人数は減少傾向ですが、認知症率は平成30年度末と比べると高くなっています。

また、要介護度別にみると、要支援認定者の認知症出現率が10%台であるのに対し、要介護認定者の認知症出現率は60%を超える高い割合となっています。

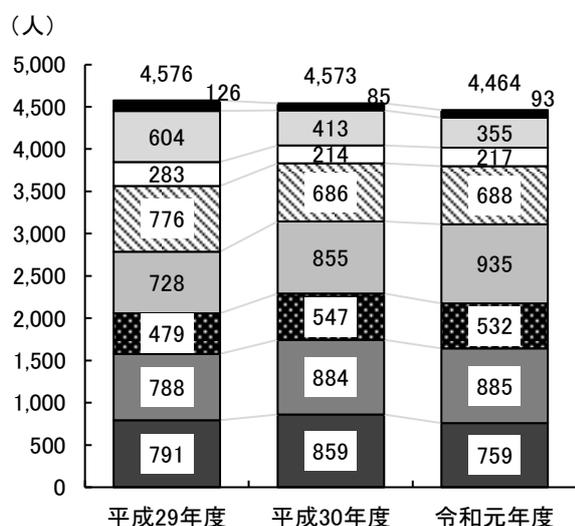
■要支援・要介護認定者の認知症自立度別人数

単位：人、%

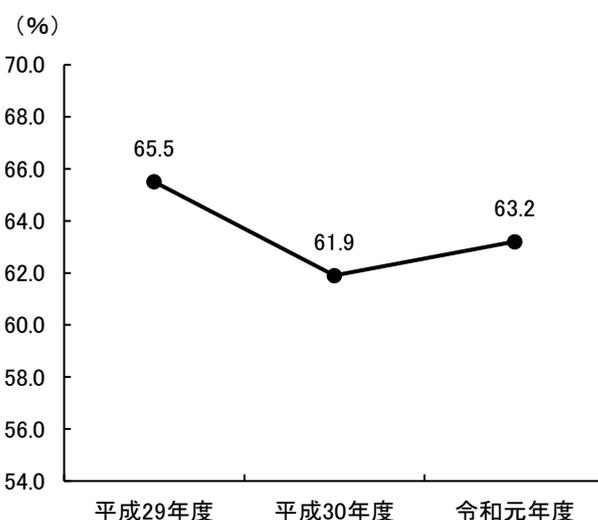
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
認知症自立度	M	126	85	93
	Ⅳ	604	413	355
	Ⅲb	283	214	217
	Ⅲa	776	686	688
	Ⅱb	728	855	935
	Ⅱa	479	547	532
	Ⅰ	788	884	885
	自立	791	859	759
	計	4,576	4,573	4,464
認知症ランクⅡa以上の人数		2,996	2,830	2,820
要支援・要介護認定者数		4,576	4,573	4,464
認定者に占める割合(出現率)		65.5%	61.9%	63.2%

資料：浜田地区広域行政組合 要介護認定審査情報 各年度3月末数値

■要支援・要介護認定者の認知症の状況



■要支援・要介護認定者中の認知症率



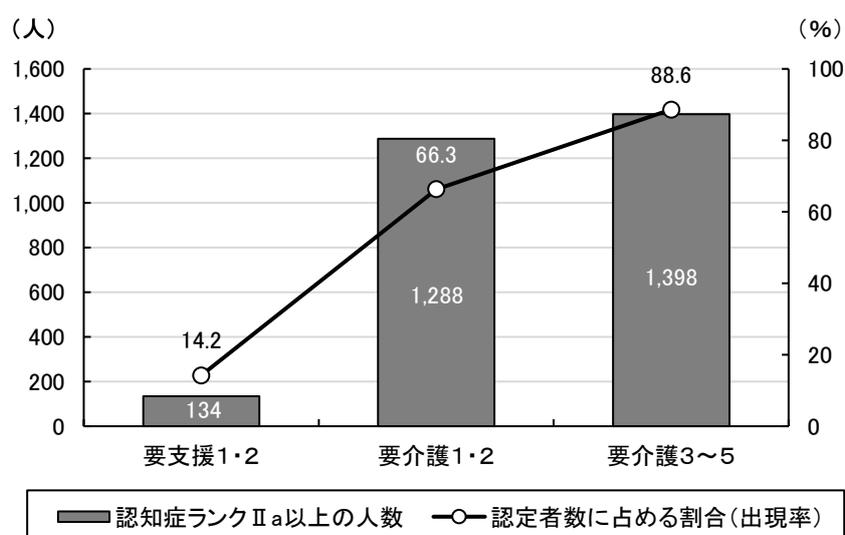
各年度末認定者の認定審査時状況。認知症はランクⅡa以上の出現率。

■介護度別の認知症自立度別人数(令和元年度末)

単位:人、%

区分	要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3～5	要介護 計
要支援・要介護認定者数	942	1,944	1,578	4,464
認知症ランクⅡa 以上の人数	134	1,288	1,398	2,820
認定者に占める 割合(出現率)	14.2%	66.3%	88.6%	63.2%

■介護度別の認知症自立度Ⅱa以上の状況(令和元年度)



ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(厚生労働省 平成18年(2006年)1月19日 老老発第0119001号より抜粋)

4 各種調査からみえる課題

※考察：(株) ジャパンインターナショナル総合研究所都市計画事業部

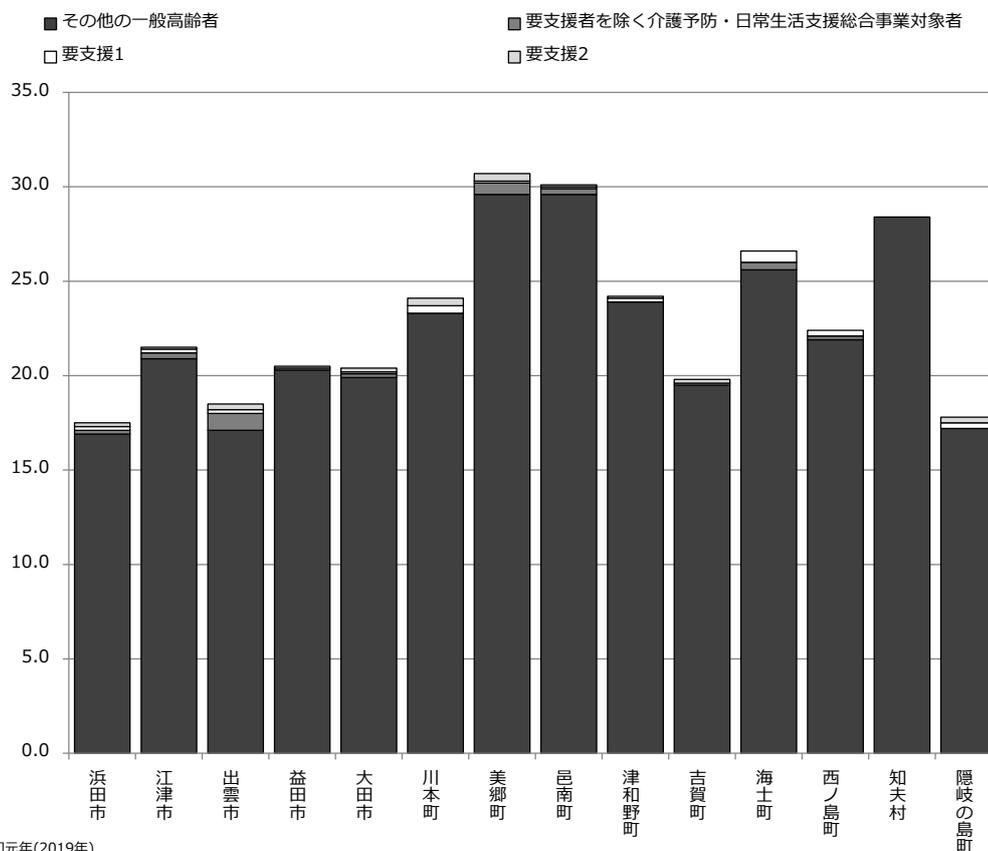
(1) 社会的なつながりと介護予防の関係

要介護状態となる健康リスクの要因として筋力低下、栄養、口腔、うつ、閉じこもり、認知傾向等だけでなく、社会的役割の低下も要因の一つとして注目されています。近年、社会的役割がある人ほど、外出や交流の機会が多く、健康度が高い傾向にあることが示唆されており、社会的交流やつながり等の社会参加を促進する取り組みが望まれています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、浜田市でボランティアに参加している高齢者は約17%程度となっており、県内でも低い割合となっています。一方で、地域づくりへの参加意向では、半数弱の高齢者に参加意向があり、県内他市町と比較しても低いものではなく、地域との関係を求める高齢者は多いことがうかがえます。高齢者の社会参加意欲を地域づくりにつなげることで、健康維持にもつながることが期待されます。

■ ボランティア等に参加している高齢者の割合(県内他市町との比較)

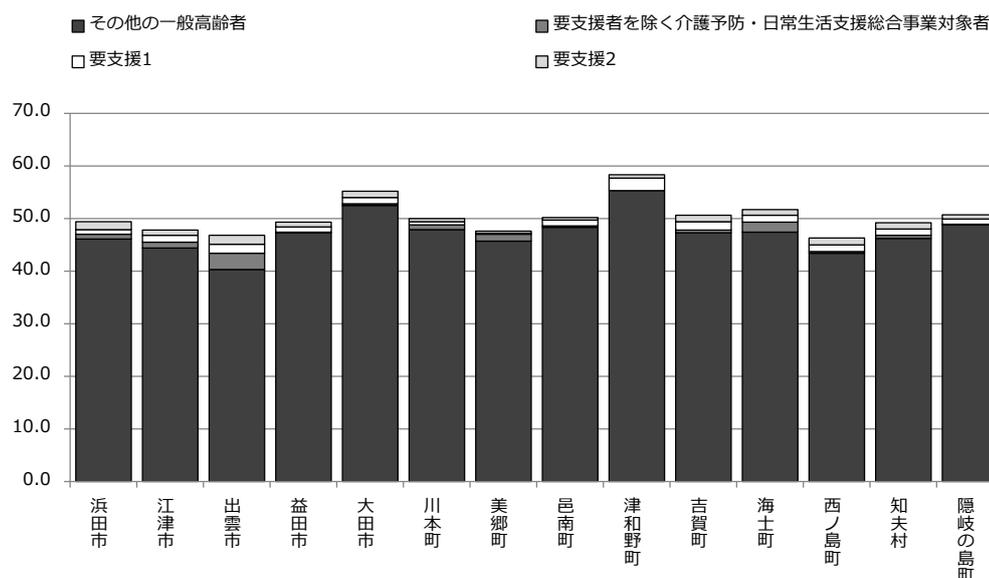
ボランティア等に参加している高齢者の割合(その他の一般高齢者、要支援者を除く総合事業対象者、要支援1、要支援2を表示)



(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

地域づくりへの参加意向のある高齢者の割合(その他の一般高齢者、要支援者を除く総合事業対象者、要支援1、要支援2を表示)



(時点) 令和元年(2019年)

(出典) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

資料：厚生労働省地域包括ケア「見える化」システム（島根県内の結果が公表されている市町村のみ）

(2) 認知症リスクと介護予防の関係

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での認知症リスクのある高齢者は46.1%にのびます。特に75～84歳でのリスクが高くなっており、年齢とともにリスクが高まっています。

また、認知症リスクが高まるほど、転倒するリスクも高まる傾向があることから、判断能力と身体能力とのバランスが介護予防には大切であるという結果となっています。

認知症は、「誰もがなる」ものだという認識のもと、その発症や進行を遅らせることが認知症予防活動であり、物忘れや運動機能の衰えを感じたら、積極的な認知症予防に取り組むことで、要介護者になるリスクを減らしていくことが求められます。

(3) 在宅医療・介護の連携

居所調査や在宅生活改善調査の結果をみると、在宅から施設に居所を移す先では、「老人保健施設」が最も多く、また、「介護医療院」への移行も一定数みられます。また、市外へ転出している人では「介護医療院」が最も多くなっており、医療系のケアを求めて居所変更をされる高齢者が多いのが現状です。

在宅医療の充実を図ることで、在宅での暮らしを続けていく可能性が高まるほか、市内の医療・介護の連携が進むことで、住みなれた地域から市外に転出する高齢者を抑制することも考えられます。

5 将来推計

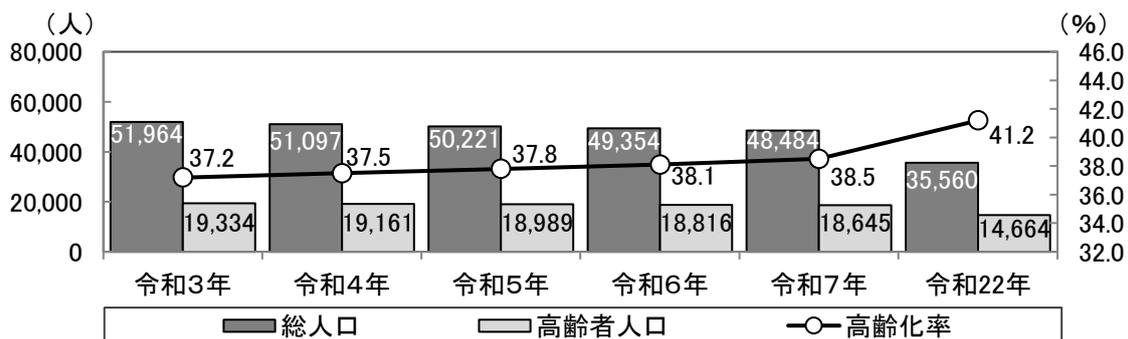
(1) 将来推計人口

住民基本台帳を基にした将来推計人口では、総人口は今後も減少する一方で、高齢化率は増加傾向で推移することが見込まれます。国が長期的な視点として示している団塊ジュニア世代が高齢化する令和22年では高齢化率は40%を超えることが見込まれます。

単位：人、%

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和22年
浜田市全体						
総人口	51,964	51,097	50,221	49,354	48,484	35,560
高齢者人口	19,334	19,161	18,989	18,816	18,645	14,664
高齢化率	37.2%	37.5%	37.8%	38.1%	38.5%	41.2%
浜田						
総人口	38,363	37,759	37,148	36,545	35,946	26,767
高齢者人口	13,461	13,349	13,242	13,129	13,023	10,735
高齢化率	35.1%	35.4%	35.6%	35.9%	36.2%	40.1%
金城						
総人口	4,074	4,000	3,930	3,855	3,782	2,692
高齢者人口	1,675	1,669	1,662	1,656	1,649	1,244
高齢化率	41.1%	41.7%	42.3%	43.0%	43.6%	46.2%
旭						
総人口	2,577	2,511	2,450	2,383	2,321	1,493
高齢者人口	1,102	1,082	1,064	1,044	1,026	656
高齢化率	42.8%	43.1%	43.4%	43.8%	44.2%	43.9%
弥栄						
総人口	1,203	1,178	1,146	1,121	1,090	713
高齢者人口	606	597	585	576	565	409
高齢化率	50.4%	50.7%	51.0%	51.4%	51.8%	57.4%
三隅						
総人口	5,747	5,649	5,547	5,450	5,345	3,895
高齢者人口	2,490	2,464	2,436	2,411	2,382	1,620
高齢化率	43.3%	43.6%	43.9%	44.2%	44.6%	41.6%

注：地域別にそれぞれ推計をしているため、浜田市全体の数値は内訳の合計と合致しません。



(2) 認定者数の推計

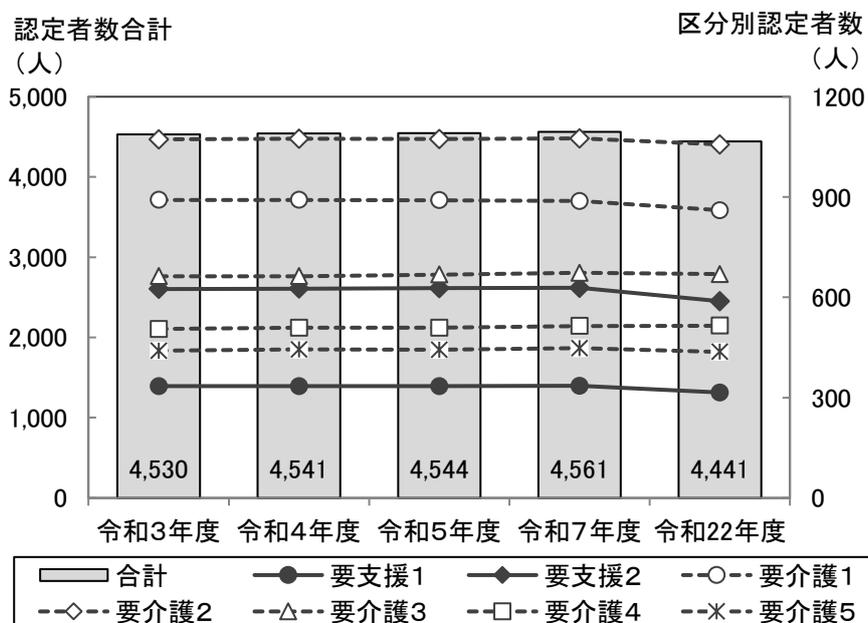
第1号被保険者のうち要支援・要介護認定者は目標年度である令和5年度では4,544人、認定率は23.9%となることを見込まれます。国が長期的な視点として示している団塊ジュニア世代が高齢化する令和22年度では認定率は30.3%となることを見込まれます。

■浜田市要支援・要介護認定者数の推計

単位：人、%

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
第1号被保険者					
要支援1	334	334	334	335	315
要支援2	625	626	627	628	588
要介護1	891	891	890	888	860
要介護2	1,072	1,074	1,073	1,075	1,057
要介護3	663	663	668	673	669
要介護4	505	509	509	514	515
要介護5	440	444	443	448	437
計	4,530	4,541	4,544	4,561	4,441
市認定率	23.4%	23.7%	23.9%	24.5%	30.3%

■認定者数合計と区分別認定者数の推計



第3章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の基本理念

わが国では、平均寿命の伸びと出生率の低下による少子化が急速に進み、また一方では高齢化率が急激に上昇して将来の社会経済情勢に様々な影響を及ぼすことが懸念されているところです。老後の生活や健康づくりなど、将来に対する高齢者の負担を軽減し、改善していくためには、国・県・市が連携した高齢者施策の推進はもちろんのこと、高齢者が地域で自立した生活ができる、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体となった包括的・継続的な支援体制を構築していくことが望まれます。

本市の高齢化率は、平成27年の国勢調査で33.4%と国・県を上回り、高齢化の進行はとりわけ顕著となっています。高齢者が今後も可能な限り住みなれた地域で、自らの有する能力を最大限に生かしながら、その人らしい生活を送ることができるようにするためには、行政をはじめ、市民や各種団体等がそれぞれの役割を担い、連携し支え合える地域社会を実現する必要があります。

このため、本計画においては、前計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおり掲げ、その実現を目指します。

基 本 理 念

**住みなれたまちで、健康でいきいきと
安心して暮らし続ける**

2 計画の基本目標

本計画の基本目標は、次のとおりとします。

基 本 目 標

- 1 地域共生社会と地域包括ケアの実現
- 2 地域活動と連携した介護予防と生活支援体制の充実
- 3 認知症支援施策の充実
- 4 生涯現役のまちづくり
- 5 サービス基盤の計画的整備
- 6 介護人材の確保と質の向上

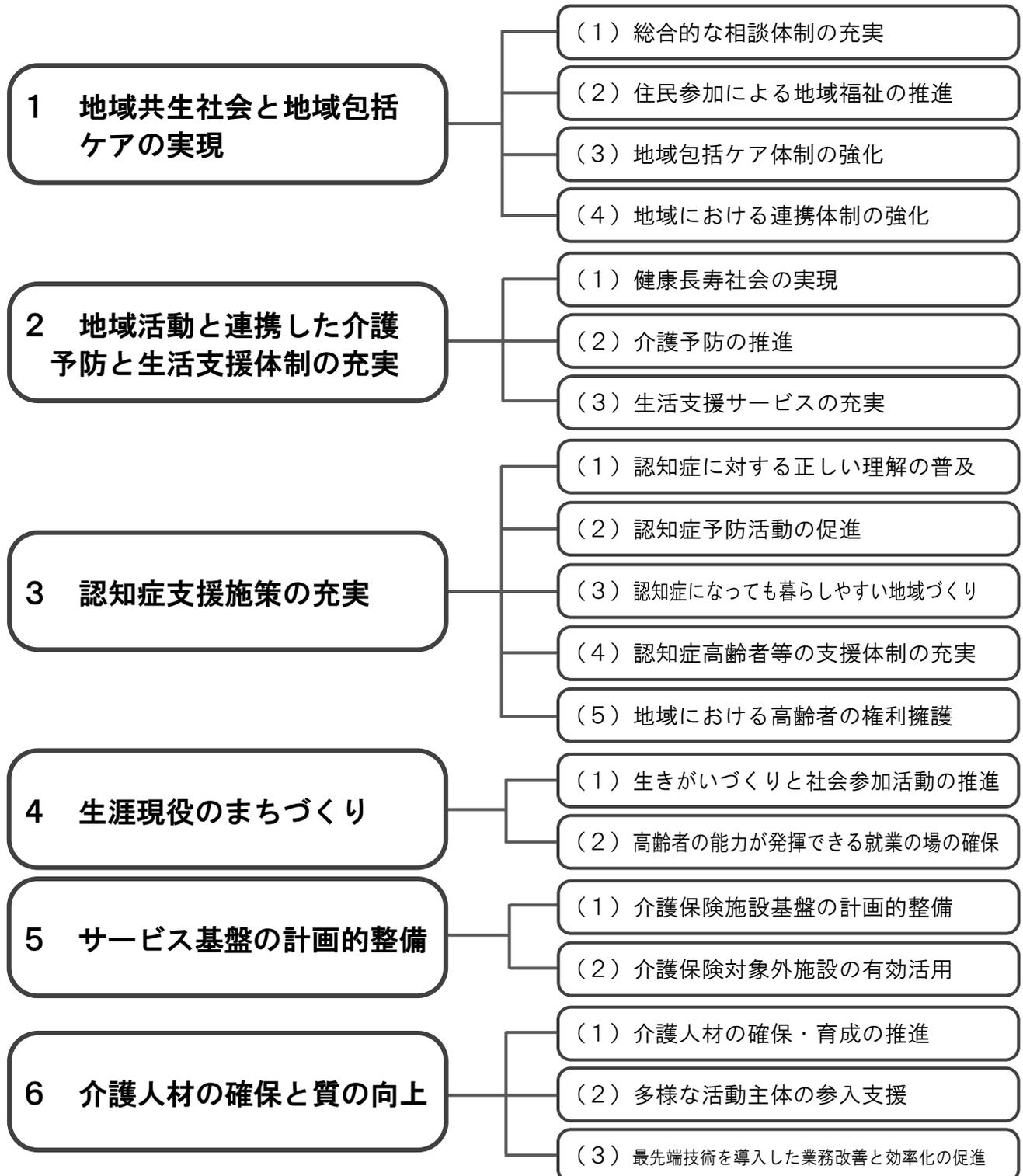
3 計画の体系

基本理念

住みなれたまちで、健康でいきいきと
安心して暮らし続ける

基本目標

施策の方向



第4章 目標達成のための事業

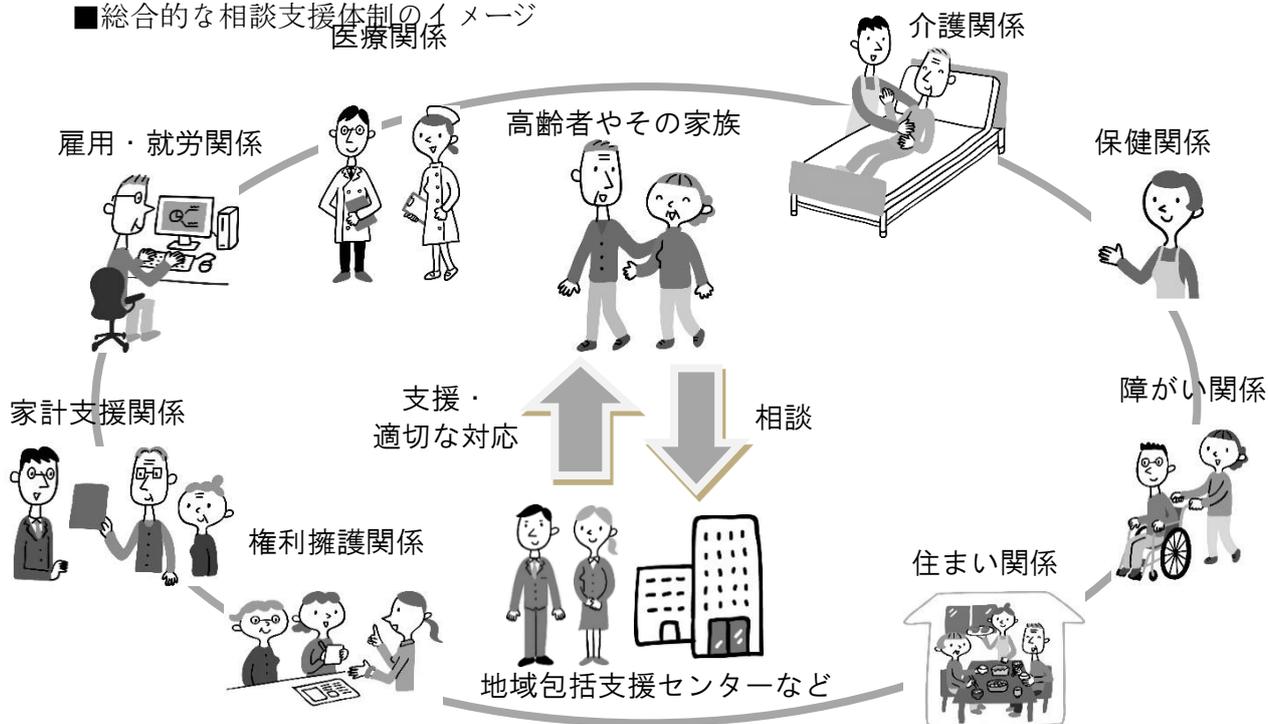
1 地域共生社会と地域包括ケアの実現

(1) 総合的な相談体制の充実

地域共生社会の実現とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創っていくことです。

そうした支え合いの地域を実現するためには、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する支援体制が必要です。既存の支援体制の充実を図り、総合的な相談支援体制を構築しながら、相談事業、地域課題の解決、暮らしやすい地域づくりまで視野に入れた包括的な支援体制づくりを進めます。

■総合的な相談支援体制のイメージ



施策	内容
重層的支援体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の相談に真摯に向き合い、断らずに受け付ける相談支援を実現します。 ●多様な地域資源を生かし、地域住民の状況を把握しながら、就労や居住支援など、社会とのつながりを保つため社会参加を促進します。 ●地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を行います。
相談支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●重層的支援体制を機能的に運用するため、様々な相談窓口や支援組織等のネットワーク化を進めます。

(2) 住民参加による地域福祉の推進

高齢者の多くが、住みなれた地域で自立して暮らし続けることを望んでいます。高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても、住みなれた地域で安心して生活するためには、公的な福祉サービスの供給体制を整備するだけでなく、地域活動への住民参加を促進し、地域全体における福祉意識を向上させるなど、地域全体で高齢者を支える体制を充実していく必要があります。

近年、高齢者独居世帯や高齢者のみの世帯が増加しており、見守り等地域での高齢者を支える体制については一層の強化が求められます。

隣近所の助け合い（互助）や地域の連携による助け合い（共助）の体制を確立するため、幅広い層にボランティアやNPO活動等の市民活動への参加を働きかけるとともに、市民活動の情報発信を行いながら、地域住民が地域の担い手として活躍できる仕組みづくりと参加促進を行います。

施策	内容
ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ●浜田市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターにより、登録と参加の促進を図ります。 ●ボランティア等によるサービス提供の促進に向けて、多様な人材の育成・支援に取り組みます。
浜田市ボランティアセンターの機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ●浜田市ボランティアセンターの情報収集・提供機能の強化を図るとともに、地域課題に対応するボランティア活動事業の企画開発を推進します。
ボランティア・NPOの活動支援と参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者がボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献を行うことは、健康の維持・増進にもつながります。さらには介護予防や生きがいの増進、活躍の場の創出など住民相互による社会参加活動を通じて、地域の活性化にも寄与します。これらを踏まえ、本市においてもボランティア制度について研究・検討します。 ●高齢者の社会参加の促進に向け、現在活動しているボランティア・NPO団体等の運営を支援するとともに、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを推進します。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者との交流や施設での実習体験など、子どもたちが高齢者福祉等を身近なものとして自ら考える機会を提供し、地域や学校において高齢者に関する福祉教育の促進を図ります。

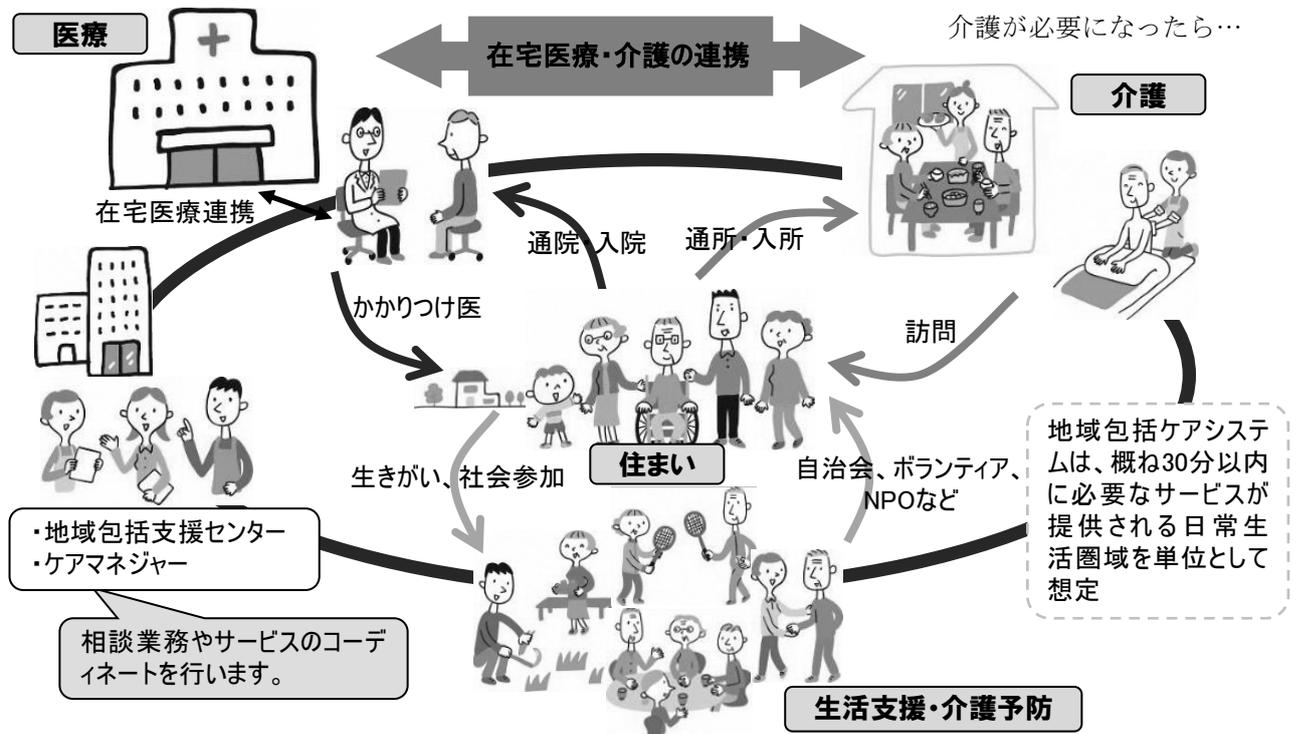
(3) 地域包括ケア体制の強化

団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するための取り組みを推進します。今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要となっています。

本市では、「住みなれた地域」を「なじみの人間関係のある場所」、「自分らしい暮らし」を「マイペース」と捉え、家族や集落にとらわれることなく、人付き合いや支援者の変化を押さえ、本人の意思を尊重したケア体制の構築を目指します。

■地域包括ケアシステムの姿

病気になったら…



いつまでも元気に暮らすために…

(4) 地域における連携体制の強化

高齢者の自立を支える役割を果たす中核的機関である「地域包括支援センター」を中心に、介護事業所対象のネットワーク研修等を通じて専門職による多職種の連携強化を図っています。また、各日常生活圏域において生活支援コーディネーター⁴を配置し、地域における地縁組織等の活動・連携強化を支援しています。

今後は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携し、医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行うとともに、「地域包括支援センター」の人材育成を図ります。

また、行政サービスのみならず、ボランティアやNPO、民間企業等の多様な事業主体による支援体制の構築と、高齢者の社会参加をより一層推進することを通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につながる取り組みを推進します。

施策	内容
在宅医療・介護連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●在宅医療を担う医療機関や介護サービス事業所等の情報の把握に努めるとともに、住民に対し、それぞれの地域に即した情報を発信します。 ●在宅医療と介護の相互理解や連携強化を図るため、病院・診療所・歯科診療所・介護サービス事業所等の関係機関と必要な事項について協議を行います。 ●在宅医療や介護を利用している患者や利用者の相談等に対応できるよう、その地域にあった意思確認シート等を作成するなど、ACP⁵の考え方や人生の最終段階における本人・家族の意向に沿った切れ目のない医療・介護連携体制を構築します。
生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターが中心となり、高齢者等地域住民の力を活用しながら多様な生活支援サービスの創出・充実を支援していきます。また、関係者のネットワークの構築に向けて、引き続き生活支援コーディネーターと連携を図ります。 ●生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービス提供主体が参画し、情報提供や連携強化を図ります。

⁴ 生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者をいう。

⁵ ACP：Advance Care Planning（アドバンス・ケア・プランニング）。将来もし自分に意思決定能力がなくなっても、自分が語ったことや、書き残したもののから自分の意思が尊重され、医療スタッフや家族が、自分にとって最善の医療を選択してくれるだろうと本人が思えるようなケアを提供することをいう。

2 地域活動と連携した介護予防と生活支援体制の充実

(1) 健康長寿社会の実現

健康寿命の延伸を図るため、65歳以上の平均自立期間の延伸を目指し、要介護認定の原因リスクの軽減と機能低下の予防、認知機能低下予防の推進と早期発見に努めます。

特に女性においては、健康寿命の伸びは県平均よりも下回っており、介護予防の推進とともに高齢者が生きがいや幸せを実感できるようスポーツや社会参加活動など総合的な健康づくりに向けて取り組みを強化していきます。

施策	内容
総合的な健康づくり事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●住民に向けて地域の健康づくり事業に関する情報提供に努めるとともに、関係各課、まちづくりセンター、自主活動組織や、地域の既存組織と連携し、それぞれの地域の特色を生かした健康づくり事業の実施に向けて支援します。 ●介護情報だけでなく、医療・保健の情報を一体的に把握し、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進します。

項目		実績値	目標値
		平成27年を中間年とした5年の平均	令和4年度
65歳の平均自立期間	年	男性：16.84 女性：19.72	男性：17.46以上 女性：20.92以上

(第3次浜田市健康増進計画平成30年度～令和4年度から抜粋)

(2) 介護予防の推進

本市では介護予防・日常生活支援総合事業を平成29年度から開始しました。引き続き、要介護認定の原因リスクや機能低下予防への対策を推進していくとともに、地域住民のニーズや実態を把握しながら、生活支援の体制整備とあわせて、通いの場の拡大とそこでの介護予防の普及啓発や取り組みを推進します。特に、通いの場での百歳体操をはじめとする運動普及やフレイル予防等の介護予防の推進に努めます。また、介護情報のみでなく、医療情報も一体的に確認しながら、地域にあった指導や普及啓発に努めます。そのためには、社会的つながりや交流を促すために身近な場所での通いの場の拡充に努めます。

また、多様な事業の参加を促進し、健康づくり施策や地域組織との連携を図りながら、取り組みの充実に努めます。

①介護予防・生活支援サービス事業

施策	内容
訪問型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームヘルパー等による介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービスを提供します。 ●利用者の状況に応じたサービスを提供するとともに、公的サービスだけでなく、インフォーマルサービス⁶も活用しながら支援の充実を図ります。
通所型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●デイサービスセンター等において、介護予防通所介護に相当する通所型サービスと、多様なサービスとして、緩和した基準によるサービスを提供します。 ●地域によるサービス提供体制の格差が改善されるよう努めます。
介護予防ケアマネジメントの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●要支援状態の改善や要介護状態となることを予防するため、総合事業やその他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう、対象者にアセスメント⁷を行い、心身の自立性向上を見込めるマネジメントを実施します。 ●対象者の生活機能の維持及び悪化の予防に努めるとともに、インフォーマルサービス等も含めた総合的な支援を引き続き行います。

項目	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度
要支援・要介護認定率	%	22.8%
		22.0%以下

※浜田地区広域行政組合の数値より（令和5年度は浜田広域圏の目標）

②一般介護予防事業

施策	内容
介護予防把握事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者本人や家族からの相談及び民生児童委員など地域住民からの情報、健診・健康相談・健康教育・訪問・脳卒中等発症情報システム等の活動、介護認定非該当の情報、基本チェックリスト⁸の情報などをもとに、支援が必要な高齢者の早期発見・早期対応に努めます。 ●基本チェックリスト等の自己気づきとなる調査を行うとともに、サロンや通いの場などの集団の場で様子等も含め確認することで、生活機能低下者や軽度認知状態の人、認知症が疑われる人の早期発見の場及び認知症の進行を遅らせるための施策につなげる必要のある人のスクリーニングとしても活用します。

⁶ インフォーマルサービス：公的機関が行う、福祉や介護サービスではなく、地域住民やボランティアなどが主体となって行う社会福祉サービスのことをいう。

⁷ アセスメント：介護福祉の分野では、介護過程の第一段階において、利用者が何を求めているのかを正しく知ること、そしてそれが生活全般の中のどんな状況から生じているかを確認すること。援助活動を行う前に、行われる評価。

⁸ 基本チェックリスト：生活機能全般に関する質問、運動機能に関する質問、栄養状態に関する質問、口腔機能に関する質問等からなり、介護予防を必要とする状態かどうかのチェックを行うもの。

施 策	内 容
<p>介護予防普及啓発事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防出前講座の充実や百歳体操をはじめとした介護予防に資する体操などを行う住民主体の身近な集まりやすい通いの場の充実を目指し、運動機能向上、低栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり・認知症・うつ等の介護予防に関する知識の普及啓発を行うことで、主体的な介護予防への取り組みを促進します。 ●後期高齢者医療での健康診断や医療費情報の結果や介護情報を踏まえ、個々の口腔や栄養等のフレイル予防の取り組みや地域でのサロン等での普及啓発に情報を活かし、一体的に医療と介護の連携に努めます。 ●地域における介護予防教室について、地区やグループ単位での開催を支援するとともに、健康づくりや介護予防に関する情報提供を行うなど意識啓発を行います。 ●「食べること」や「食事づくり」を中心とした教室等を開催し、高齢者の食生活への正しい知識、料理方法等を普及します。また、食生活改善推進協議会と協力しながら、訪問活動や声かけ運動を実施して食生活改善の普及、啓発を図ります。
<p>地域介護予防活動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が生きがいや幸せを実感できる地域づくりを推進するため、住民主体の自主活動の支援、高齢者サロンの運営支援、未設置地域への情報提供や新規立ち上げ支援を生活体制整備事業と連携して実施します。また、地域活動組織の育成・支援を通じて、介護予防に向けた取り組みが身近な場で主体的に実施されるようにします。 ●自主的に体操等に取り組んでいるグループへも、体力面の評価をしながら支援することで、モチベーションの維持にもつながっています。引き続き地域活動組織を育成・支援し、介護予防に向けた取り組みが主体的に実施されるよう支援していきます。
<p>地域リハビリテーション活動支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●作業療法士や理学療法士など、リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等において、リハビリテーションについての専門性の高い助言をするなど、活動の支援を行います。 ●介護予防におけるリハビリテーションの視点を持った支援の大切さを周知するとともに、限られた地域資源も活用しながら、事業展開を図ります。

⁹ 高齢者サロン：地域の中で高齢者が集い、交流する場のひとつ。高齢者が生活する地域の中で開催されるため、閉じこもりがちな高齢者の外出するきっかけとなる。

(3) 生活支援サービスの充実

要支援者に対する介護予防サービスと配食、見守り等、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に提供できるサービスなど、地域の実情に応じたサービスを充実します。

①包括的支援事業

施策	内容
総合相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター、サブセンターを中心に地域におけるネットワークの構築を図り、関係機関との連携強化に努めるとともに、本人や家族が必要な支援を把握し、適切なサービス提供のための総合的かつ多面的な支援を行います。 ●高齢者福祉サービスに関する情報誌や市のホームページにおいて情報提供を行います。
権利擁護事業	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待防止に関する研修の実施やケア会議等により事例の検討・検証を行い、「虐待の芽を摘む」体制の強化を図ります。また、庁内の関係部署との連携はもとより、医療機関や警察、弁護士等の専門機関とも密接に情報を共有し対応していきます。 ●高齢者の権利を守り、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう専門的・継続的な視点から支援できる体制を構築します。 ●社会福祉協議会が担っている法人後見の支援員養成の推進と、稼働可能な市民後見人¹⁰の輩出に取り組みます。 ●成年後見制度について、市民対象に講演会を実施するなど、周知を図るとともに、本人・配偶者・親族が行う申立て手続きについて支援します。 ●市民後見人養成事業を社会福祉協議会へ委託し、人材の育成に努めます。 ●親族等による後見申立てが困難なケースについては、市長申立てにより対応します。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険事業者を対象とした研修会の開催や個別事例の地域ケア会議等の開催により、困難事例への支援を行います。 ●地域ケア会議やケアマネジメント支援会議・多職種連携による勉強会等を実施し、個々のケアマネジャーの質の向上と支援体制のネットワーク化を図ります。 ●個別の地域ケア会議を積極的に開催し、地域における課題の共有と解決に向けた取り組みを図ります。

¹⁰ 市民後見人：市民後見人養成講座を終了し、成年後見制度の知識をもった人が第三者の後見人となる。後見活動に関わる人たちであり、親族後見人と専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）の間の存在として位置づけられる。

施 策	内 容
在宅医療・介護連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係者と介護関係者による多職種連携による勉強会の定例開催を行い、『顔の見える関係づくり』から『相談のできる関係づくり』を目指して連携シートの活用等を推進していきます。 ● 医療・介護の課題抽出や対応策を検討する場として「浜田市地域包括ケア推進連絡会」を活用し、連携の強化に努めます。 ● 入院、転院、退院時の相談にきめ細かく対応するための関係者間のネットワークづくりを進めます。 ● 在宅医療と介護連携により、在宅支援の限界点を上げ、「転々としなない」生活（療養）の実現に向けて、これまでの事業の積み重ねから、地域で協力して頂ける人との連携や小さな成功体験を積み上げることで「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症高齢者に優しい地域づくりを推進するため、認知症施策推進大綱に沿い、認知症の人とその家族がよりよい生活を実現するために必要な支援が受けられるよう、地域全体で支えるための取り組みを推進します。 ● 認知症初期集中支援チームなどの専門職の介入のほか、認知症サポーター活動促進事業（チームオレンジ）等で支えられる取り組み、支援ニーズとのマッチングを進めていくことで、認知症施策の充実を図るなど住みなれた地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくりを進めます。
生活支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区において生活支援コーディネーターが把握した情報等を「見える化」して地域への提供を行い、生活支援の体制づくりに向けた住民、各種団体等への意識啓発を図ります。また、継続して生活支援コーディネーターを配置することや協議体を設置することによって、生活支援の担い手の養成やサービスの開発等を行い、高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進します。 ● 地域の現状を把握し、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動とのマッチングを行います。
地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「個別ケア会議」を通して、個々の高齢者に対する支援の方向性とそれを支える社会基盤の整備を進めます。 ● 「地域包括ケアシステム」の柱とする「転々としなない」生活を目指して、地域課題について、多職種による積み上げを一層強化します。



(転々としなない)

目指すべき姿① 【住みなれた家で暮らし続ける】

生活機能低下や疾病により要介護状態に陥らないよう、病気の重症化予防のための運動や食事などの健康的な生活習慣の確立や健康管理、介護予防に努める仕組みづくり。

予期せぬことで、心身の状態変化があっても様々な居宅サービスの利用やかかりつけ医や多職種の医療介護従事者等の連携、さらには、地域の支え合いにより、在宅生活を維持し続ける仕組みづくり。

(在宅医療・介護の連携強化、認知症になっても暮らしやすい地域づくり、など)

目指すべき姿② 【なじみの関係で暮らし続ける】

認知症や医療依存度が高いことによる影響、また家族環境等により、やむを得ない状況変化によって施設等へ入所した場合においても、なじみの関係を構築し、安易な居所変更をしなくてもよい仕組みづくり。

(多様な住まいの充実、看取りまでできる体制を整備、など)

目指すべき姿③ 【圏域内で暮らし続ける】

医療処置の必要性が高い高齢者であっても、できる限り圏域内の施設にとどまる仕組みや体制づくり。

施設待機者であっても、在宅で介護できるような医療・在宅サービスの充実。在宅で介護する家族などへの支援や、地域資源の活用による見守りなどの充実。(介護医療院などの施設の整備、看護小規模多機能型居宅介護サービスなどの医療系介護サービスの強化、家族介護支援の充実、など)



②福祉サービスの充実

高齢者が安心した在宅生活を送ることができるように、日常生活用具給付事業、緊急通報体制整備事業、家族介護教室・家族介護者交流事業など各事業を実施しています。

独居高齢者が増加していることから、安心・安全な生活支援への取り組みの強化に努めます。

施策	内容
家族介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者を介護している家族等の様々なニーズに対応するよう努め、身体的、精神的負担の軽減を図るとともに、在宅介護の継続が図れるよう、各種事業を通じて引き続き支援していきます。 ●在宅で寝たきりの高齢者等を常時介護し、介護のために必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、在宅介護における家族の負担軽減を図るため家族介護用品支給事業を実施します。 <ul style="list-style-type: none"> ➢対象者は、市内に住所を有し、要介護4または5の認定を受けている者を介護している家族であって、市民税が非課税世帯等であることが要件となっており、支給する介護用品の合計額は、該当者1人1年度あたり4万円を限度とします。 ●在宅で要介護認定者を介護している家族に対し、在宅介護慰労金を支給することにより、要介護高齢者の在宅介護を支援する在宅介護慰労事業を実施します。利用促進を図るため、事業の周知に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ➢対象者は、市内に住所を有し、要介護4または5の認定を受けている高齢者等を過去1年間のうち180日以上在宅（入院または宿泊を伴う介護保険サービスを利用しない）で介護している市民税非課税世帯で、支給額は1件あたり3万円です。 ●高齢者を在宅で介護している家族等を対象に、介護方法や介護予防、介護者自身の健康づくり等についての知識、技術を習得するための教室を開催します。 ●高齢者を在宅で介護している介護者相互の交流を図るとともに、心身のリフレッシュを図るための交流会を開催します。
成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●成年被後見人等の経済的負担を軽減し、成年後見人等による身上監護、財産管理等の適切な援助が受けられるようにするため、成年被後見人等に対し、成年後見人等に支払う成年後見制度利用に係る報酬を助成します。また、より一層の制度の普及啓発活動を進めます。

施 策	内 容
地域自立生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の「食」の自立の観点から利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者及びその家族の要望等の情報を収集・分析し、十分なアセスメントを行った上で、配食サービスを提供します。 ●配食サービスを提供の際に利用者の見守り・安否確認を行います。 ●昼食の確保や低栄養者に対するサービスについては、市内全域で対応が可能な民間事業者が増えてきている状況を踏まえ、利用回数等の制限も含めた事業の見直しを検討します。 ●県営住宅・市営住宅の入居者に対し、生活援助員の派遣や緊急通報の受信等を行うことにより、高齢者の安心した生活の確保や住みなれた地域での生活の継続を支援するシルバーハウジング¹¹事業を実施します。
日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に支障がある高齢者及び独居高齢者に対し、電磁調理器、火災報知器、自動消火器を給付することにより、日常生活の支援を図ります。 ●在宅の高齢者が安心した生活を維持することができるよう、更なる給付事業の周知に努めます。
緊急通報体制整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者・障がいのある人のみで構成される世帯等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、高齢者・障がいのある人の日常生活における不安感を解消するとともに、急病や災害の発生時等の緊急時における迅速かつ適切な通報手段を確保することで、安心できる在宅生活の継続を図ります。 ●各種媒体を活用しながら事業を周知し、加入促進に努めます。



¹¹ シルバーハウジング：高齢者（60歳以上）が地域の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように配慮された公的賃貸住宅をいう。住宅はトイレ、浴室等を高齢者の身体状況を考慮した構造とし、緊急通報システムを設置するなど安全面の配慮を行うとともに、生活相談室を設けるなどの工夫がなされている。

3 認知症支援施策の充実

(1) 認知症に対する正しい理解の普及

認知症地域支援推進員¹²を中心に、認知症カフェや認知症サポーター養成講座等の推進を引き続き行います。

また、講演会や養成講座の受講者は高齢者が多くなっているため、今後は、認知症地域支援推進員を中心に若年層に向けて参加の働きかけを行い、認知症の人への理解を深めるための活動を推進していきます。

施策	内容
認知症に関する情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ●「認知症ネットワーク世話人会」を基盤に、医師等の医療スタッフ・介護保険事業等のケアスタッフ及び認知症当事者家族等を対象とした研修会を開催し、関係者のスキルアップを図ります。 ●市民に対し、市民講座等の開催や各種広報媒体を活用しながら「認知症」に関する情報発信を行います。
認知症サポーター養成講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座を開催し、サポーターの増加を図ります。 ●講座の中では若年性認知症のことについても広く周知を図ります。

項目	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度
認知症サポーター数	人 7,176	8,000

(2) 認知症予防活動の促進

「認知症の予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や、地域・家庭内で役割をもつこと等が、認知症予防につながると考えられます。

このため、認知症の人のみならず地域住民全員を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場なども活用し、認知症予防に資する活動を推進します。また、高齢者自身が認知症予防に取り組めるよう、関係機関や地域の団体と連携し啓発を行います。

施策	内容
「通いの場の充実」	<ul style="list-style-type: none"> ●「介護予防教室」において、アウトカム評価をしながら早期発見・重度化予防に努めます。 ●閉じこもり予防として、地域の中に高齢者等が身近に通え、集まれる場等の拡充を促進します。

¹² 認知症地域支援推進員：認知症の人が地域の中での生活を継続していくために必要となる医療や介護、地域で支援を行う機関の連携協力についての調整役を担う者。（認知症地域支援推進員研修修了者）

(3) 認知症になっても暮らしやすい地域づくり

広域的な見守り体制の構築や、認知症本人のピア活動を推進するとともに、認知症の人やその家族の支援ニーズに、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等をつなげる仕組みづくりを進め、認知症の人やその家族が安心して住み続けられる地域づくりを目指します。

また、引き続き認知症高齢者等¹³のSOSネット¹⁴等のネットワークの構築や、認知症の人やその家族が気軽に集い、地域の人や専門職等と相互に情報を交換・共有し、お互いを理解し合う場である「認知症カフェ」の取り組みを推進します。

施策	内容
認知症サポーター活動促進事業	●認知症サポーターを中心とした支援チーム（「チームオレンジ」）の整備に向けたステップアップ研修等の取り組みにより、支援者の拡充や連携体制の構築を図ります。

項目	実績値 令和元年度	目標値 令和5年度
チームオレンジの数	0	3

(4) 認知症高齢者等の支援体制の充実

認知症の人や家族ができる限り住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、「認知症ケアパス¹⁵」の普及を図ります。

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族のもとを訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立した生活を送れるようにするための認知症初期集中支援チームを充実させます。

今後も、高齢化の進行に伴い、認知症高齢者が増加することが想定される中、認知症高齢者が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れる地域づくり等の認知症施策を推進します。

施策	内容
認知症高齢者や家族の支援体制の構築	●認知症ケアパスの運用により、認知症の進行にあわせて医療・介護サービスを受けることができる体制整備を進めます。 ●「私の心づもり」シートの作成など、認知症高齢者等の意向確認を行い、その意向に出来るだけ沿う支援体制を構築します。

¹³ 認知症高齢者等：介護保険制度の第2号被保険者に該当する若年性認知症等を含む。

¹⁴ 認知症高齢者等のSOSネット：認知症により所在不明となった高齢者等や身元不明者または徘徊が疑われる高齢者等を認めた場合、協力事業所の通常業務に支障のない範囲での声かけ、保護をお願いする事業。

¹⁵ 認知症ケアパス：認知症の人が認知症を発症したときから、生活機能障がいが増進していく中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければよいのかをあらかじめ決めておくもの。

施策	内容
認知症初期集中支援チームによる早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症の早期発見・早期対応に向けて認知症初期集中支援チームの効果的な運用を進めます。 ●認知症の人やその家族を早期に支援できるよう、チーム員・専門職に限らず、地域を含めた関係機関との連携・相談ができる体制づくりを進めます。
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症施策・在宅医療介護連携事業の中心的な役割を担う「浜田市認知症ネットワーク世話人会」「浜田市地域包括ケア推進連絡会」を軸として、さらなる事業の推進を行います。 ●認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進していくため、「認知症施策推進大綱」の基本理念である「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していきます。 ●認知症の人の支援ニーズの把握を行い、困りごとのお手伝いのできる「チームオレンジ」の取り組みを推進していきます。

(5) 地域における高齢者等の権利擁護

判断能力の低下により、必要なサービスが受けられないことや権利を侵害されないように、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及と利用促進を図っています。近年は、家族関係が複雑な事情で共依存状態や被虐待者が支援を拒否する事例等、諸問題が複雑に絡み合うケースが多く、地域包括支援センターのみの対応に限らず、医療機関や警察、弁護士等の関係機関とも密接に情報を共有し対応する事例が増加しています。

高齢者単独の相談だけでなく、複雑な事情が絡むケースが増えているため、そのような事例に対応できるよう、庁内の他の関係窓口との連携はもちろん専門職とも連携を密にして、虐待防止のための早期相談等の支援を行っていきます。

施策	内容
成年後見制度の普及・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター等の相談窓口の充実により、成年後見制度の普及・活用を促進します。 ●成年後見制度の利用に係る経費に対する助成を継続して行います。
地域福祉権利擁護事業の普及・活用	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護人材の育成を総合的に推進するため、社会福祉協議会との連携を図り、市民後見人を養成するための研修会や、これまでの受講者を対象としたフォローアップ研修会を開催します。
虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者自身からの届け出や住民等からの通報、民生児童委員、ケアマネジャーからの相談に対して継続的な支援を行います。 ●「虐待の芽を摘む」支援体制の構築に向けての研修や、ケア会議等による事例の掘り下げが出来る体制づくりなど虐待防止に向けて取り組みの強化を図ります。

項目		実績値 令和元年度	目標値 令和5年度
市民後見人養成講座受講者数	人	108	150

4 生涯現役のまちづくり

(1) 生きがいくくりと社会参加活動の推進

長寿社会となった現在において「高齢者」という枠に収まらない、「生涯現役」という意識を持った多くの人々の社会参加は、これからの社会を動かしていく大きな力になります。生涯現役で積極的に社会と関わり、自分らしく自立して生きていくライフスタイルを持つことで、いきいきと心豊かに生活することができると考えます。

今後も引き続き、高齢者クラブが社会参加・生きがい対策として実施する各種教室やスポーツ大会等事業を支援します。

施策	内容
高齢者クラブ活動の支援	<ul style="list-style-type: none">●健康づくり、介護予防支援を目的とした各種スポーツ大会や、地域の支え合いを目的に子ども、高齢者の見守りを行う高齢者クラブの活動について啓発を図ります。●高齢者クラブの各活動の重要性の理解を深めるとともに、地域づくりの担い手という位置付けで支援し、健康づくり事業等の生きがい活動の推進を図ります。●新規会員の確保等について、市民への周知広報を行うことで支援します。

(2) 高齢者の能力が発揮できる就業の場の確保

本市に有する「浜田市シルバー人材センター」は、地域の高齢者を中心に組織し、働くことを通じて社会に貢献することを目的とする公益性のある法人であり、会員は、豊かな経験と知識、能力を生かして、就業やイベント参加を通じて社会活動と地域づくりに貢献し、会員の生きがいくくりや健康維持につながる活動を行っています。

事業実績が増加している一方、会員数は減少傾向にあることから、会員確保と新規就業先の開拓、職域の拡大に向けた取り組みを支援します。

施策	内容
シルバー人材センターの支援	<ul style="list-style-type: none">●広報誌やホームページなどを通じ、シルバー人材センター活動のPRに努めます。また、会員数増加に向けて声かけ運動を展開しており、今後も継続して取り組みます。●高齢者が培ってきた技術や技能を活かすことのできる新たな就業機会の創出のための支援に取り組みます。

5 サービス基盤の計画的整備

(1) 介護保険施設基盤の計画的整備

第7期介護保険事業計画における令和2年9月1日現在の施設の整備状況は次のとおりです。

■介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

施設名等		所在地	定員(人)
浜田市全体			441
浜田			204
特別養護老人ホーム	偕生園	浜田市黒川町	70
特別養護老人ホーム	美川苑	浜田市内村町	50
特別養護老人ホーム	たんぽぽの里	浜田市長浜町	54
特別養護老人ホーム	ロング・レン	浜田市長沢町	30
金城			80
特別養護老人ホーム	かなぎ園	浜田市金城町七条	50
特別養護老人ホーム	くざの里	浜田市金城町久佐	30
旭			30
特別養護老人ホーム	あさひ園	浜田市旭町本郷	30
弥栄			70
特別養護老人ホーム	弥栄苑 本館	浜田市弥栄町木都賀	30
特別養護老人ホーム	弥栄苑 新館	〃	40
三隅			57
特別養護老人ホーム	ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	57

資料：浜田地区広域行政組合（令和2年9月1日現在）

■介護老人保健施設

施設名等		所在地	定員(人)
浜田市全体			317
浜田			60
介護老人保健施設	夕陽ヶ丘	浜田市国分町	60
金城			97
介護老人保健施設	さざんか	浜田市金城町七条	97
旭			60
介護老人保健施設	旭・やすらぎの郷	浜田市旭町本郷	60
三隅			100
介護老人保健施設	アゼーリみずすみ	浜田市三隅町河内	100

資料：浜田地区広域行政組合（令和2年9月1日現在）

■介護医療院

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			40
浜田			40
	殿町介護医療院	浜田市殿町	40

資料：浜田地区広域行政組合（令和2年9月1日現在）

■認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			126
浜田			81
グループホーム	みかわ	浜田市内村町	9
グループホーム	美川の郷	浜田市内村町	18
グループホーム	ひなたぼっこ・相生	浜田市相生町	18
グループホーム	はまぼうふう	浜田市久代町	18
グループホーム	みんなの家	浜田市熱田町	18
金城			18
グループホーム	さくら	浜田市金城町七条	18
弥栄			9
グループホーム	ふじいさんち	浜田市弥栄町木都賀	9
三隅			18
グループホーム	ゆうな	浜田市三隅町河内	18

資料：浜田地区広域行政組合（令和2年9月1日現在）

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名等		所在地	定員（人）
浜田市全体			49
浜田			29
	特別養護老人ホーム 福寿草	浜田市治和町	29
旭			20
	特別養護老人ホーム あさひ園	浜田市旭町本郷	20

資料：浜田地区広域行政組合（令和2年9月1日現在）

■特定施設入居者生活介護

施設名等	所在地	定員（人）
浜田市全体		213
浜田		100
養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町	50
グランドケアホーム はまぼうふう	浜田市久代町	50
金城		40
介護付き有料老人ホーム サンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	40
旭		50
長寿苑外部サービス利用型特定入居者生活介護事業所	浜田市旭町今市	50
三隅		23
養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	23

資料：浜田地区広域行政組合（令和2年9月1日現在）

■浜田市・江津市における施設整備の見込み

種 別	整備量	整備年度
看護小規模多機能型居宅介護	1事業所	令和4（2022年）年度
介護医療院	新規41人	令和4（2022年）年度

資料：浜田地区広域行政組合 第8期介護保険事業計画

（2）介護保険対象外施設の有効活用

居宅で養護を受けることが困難な高齢者に対し、養護老人ホームをはじめ、軽費老人ホーム、高齢者生活福祉センター等において、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導や訓練、その他の援助を行うとともに、老人憩いの家や老人福祉センターではレクリエーション等を行い、高齢者の生涯学習活動を支援しています。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）において、今後対象者の拡大が懸念されるため、サービスが必要な人へ適切に供給できるよう、現在の取り組みを継続します。

施策	内容
養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> ●65歳以上で、かつ家庭環境及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を対象とした施設です。現在、本市には4施設、173床が整備されていますが、入所希望者の状況（障がいや精神疾患など）によっては対応が困難なこともあります。引き続き、入所判定基準や介護保険等のサービスを利用した在宅生活の可否について十分な精査を行い、適切な入所決定を行います。

施策	内容
軽費老人ホーム	●60歳以上で、かつ身の回りのことはある程度自分でできるが、家庭環境や住宅事情等の理由により在宅で生活することができない高齢者を対象とした施設です。無料または低額な料金で、入所者に食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的としています。
高齢者生活福祉センター	●身体が虚弱で日常生活に不安がある高齢者等を対象とした施設です。孤独感の解消や心身機能の維持向上を図ることなどを目的に、介護保険等のデイサービス、居住棟（生活支援ハウス）への入居サービス、短期入所及び高齢者の交流などを行っています。居住棟への入居については、冬期の短期的な入居対策、山間部や集落の中心部から離れた地域での独居高齢者等の受け皿として活用しています。
有料老人ホーム	●入居する高齢者が、入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供、日常生活上必要な便宜（洗濯、掃除等の家事、健康管理）を提供する民間の施設です。居住の権利も賃貸・分譲・終身利用などがあります。
サービス付き高齢者向け住宅	●介護・医療と連携して、安否確認などの高齢者の安心や生活を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅をいいます。平成23年の「高齢者の居住の安定確保に関する法律」（高齢者住まい法）改正により、従来の「高齢者円滑入居賃貸住宅」、「高齢者専用賃貸住宅」、「高齢者向け優良賃貸住宅」を一本化したものです。
老人憩いの家	●高齢者等が教養、休養及びレクリエーションのために使用することを目的とした施設です。利用者は、特に高齢者だけに限定しておらず、様々な年代・地域の人たちを対象としています。

■養護老人ホーム

施設名等	所在地	定員（床）
養護老人ホーム 松風園	浜田市西村町	50
養護老人ホーム 長寿苑	浜田市旭町今市	50
養護老人ホーム 寿光苑	浜田市弥栄町長安本郷	50
養護老人ホーム ミレ岡見	浜田市三隅町岡見	23

■軽費老人ホーム

施設名等	所在地	定員（人）
ケアハウス美川	浜田市内村町	50

■高齢者生活福祉センター

施設名等	所在地	定員（人）
浜田市金城高齢者生活福祉センター	浜田市金城町下来原	入居 16

■有料老人ホーム

施設名等	所在地	定員（人）
とびの郷ゆうなぎ	浜田市治和町	12
共生の家	浜田市相生町	13
浜田市やさかやすらぎの家	浜田市弥栄町木都賀	6
浜田市あさひやすらぎの家	浜田市旭町本郷	6
花みずきの家	浜田市港町	18
グランドケアホームはまぼうふう	浜田市久代町	50
サンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	7
懐燕	浜田市金城町下来原	16
介護付き有料老人ホームサンガーデン輝らら☆	浜田市金城町今福	40

■サービス付き高齢者向け住宅

施設名等	所在地	戸数
サービス付き高齢者向け住宅 心の里 はるにれ	浜田市三隅町三隅	30



6 介護人材の確保と質の向上

(1) 介護人材の確保・育成の推進

介護の仕事が持つ魅力ややりがいの理解促進のため、福祉・介護職のイメージアップを推進する必要があります。「介護の日」にちなんだイベントなどにおいて、介護について理解と認識を深め、これらの機会を活用し資格取得や就労に関する各種事業の紹介などを行います。また、義務教育期間中からの福祉教育や、地域住民への福祉の重要性に関する意識改革などに取り組みます。

介護従事者の定着に向けた事業者の支援として、介護技術に関する現場での助言や相談に対応し介護人材の育成とサービスの質の向上を図ります。また、関係機関・団体が実施する研修や就労に関する事業についての情報を一元的に発信するなど、引き続き関係機関・団体が独自に実施する人材確保の取り組みや研修会への協力・支援などを行います。

施策	内容
介護人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none">●介護保険サービス事業者と連携しながら、介護に従事する人材の確保や定着に向けて支援策の検討・実施に取り組みます。●新規採用者の雇用や潜在的有資格者、実務経験者を雇用するなど、一定の要件を満たした場合に補助金を交付します。●介護に関する様々な研修会を捉えて、潜在的有資格者や実務経験者が再度介護の仕事に従事していただけるよう周知に努めます。●令和2年度より介護の仕事を知ってもらうため、市内の希望する中学校を対象に研修会を実施しています。

(2) 多様な活動主体の参入支援

生活支援等の担い手については、高齢者やその家族が地域において安心して生活できるよう、生活支援コーディネーター・協議体を中心となり、サービス提供者と利用者とは、「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることがないように、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりを進めます。

(3) 最新技術を導入した業務改善と効率化の促進

介護現場におけるICT¹⁶の活用を進めるとともに、介護分野の文書に係る負担軽減を進めるため、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT等の活用など、国、県、関係団体等と連携し、それぞれの役割を果たしながら業務効率化を進めます。

¹⁶ ICT：Information and Communication Technology の略。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスのこと。

第5章 安心安全なまちづくりを目指して

1 防災対策の推進

(1) 防災・減災に向けた取組

近年全国的に地震や豪雨などの災害が頻発する中、浜田市においても昭和58年の大規模水害に始まり、平成29年7月水害では、浜田市金城町波佐で最大1時間降水量82.0mmを記録し、1977年の観測開始以来1位を記録しています。このような状況もあり、市民における防災に対する意識は高まっているものと考えられます。

市内全域を対象に避難支援プラン（個別計画）の策定を進めるとともに、地域での継続的な取り組みや住民の理解が深められるよう、啓発や活動の支援に取り組みます。

自主防災組織の中で高齢者の役割を位置付け、高齢者を含めた地域住民が主体となった組織活動を促進します。また、自主防災組織が災害に対して積極的に防災活動ができるよう、防災訓練などの支援や防災資器材貸与などを継続し、組織化が遅れている地区については、組織化の取り組みを促進します。

(2) 迅速な情報伝達

高齢者が迅速に緊急情報を取得できるように、本市では、事前登録制の防災防犯メールや、登録の有無に関わらず対応するすべての携帯電話等で受信できる緊急速報メールを活用し、災害発生時における情報伝達を行っています。

また、高齢者福祉施設に対しては、防災行政無線放送を受信することができる防災行政ラジオを配付し、情報伝達の多重化を図っています。

今後、防災防犯メールのより一層の登録推進を図るとともに、さらなる情報伝達手段の多様化を検討し、災害発生時に備えて、高齢者が安心して暮らすことができる情報伝達体制の構築を図ります。

施策	内容
防災講座の開催による情報取得手段の周知	●地域主催の集会等で防災出前講座を実施し、防災防犯メールを含む情報取得について周知を図ります。

(3) 避難行動要支援者名簿の活用と推進

登録者本人の同意を得た名簿を自主防災組織、消防団、民生児童委員などの避難支援等関係者に提供しています。意向確認で「非同意」の意思表示をされた人、回答の無い「未確認」の人へは、一定の時期ごとに再確認を行っています。

高齢者等が安心して暮らすことができるよう、災害時等の対応の強化を図ります。

施 策	内 容
災害時避難行動要支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時避難行動要支援制度の周知を進めるとともに、避難行動要支援者名簿の整備に取り組みます。 ●関係機関との連携強化に努めます。

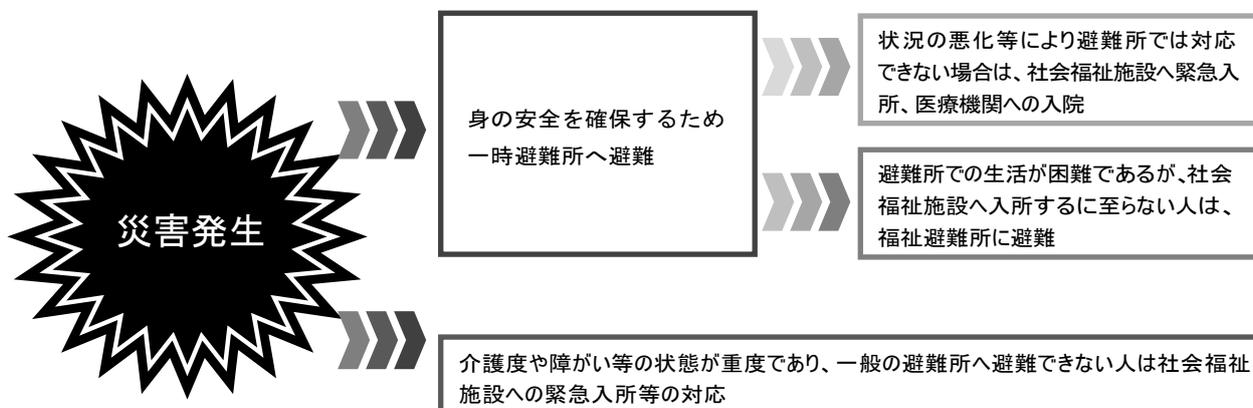
(4) 福祉避難所の設置

高齢者や障がいのある人などのうち、何らかの特別な配慮を必要とする人(以下、「要配慮者」という。)は、避難所生活が長くなった場合には、体調管理が難しいため、健康を害し、生活再建への移行に困難を生じることが考えられます。そこで、本市では、要配慮者が避難生活を送ることができる福祉避難所を、各地域に指定しています。しかし、受入れ人数に限りがあるため、社会福祉施設等との福祉避難所協定締結や、指定避難所内に福祉避難スペースを設けることで応急対応できる体制の検討を行っています。また、しまね災害福祉広域支援ネットワークから福祉専門職員の派遣を受ける協定を締結するなど、要配慮者の福祉的ニーズに対応できる体制を整えています。

今後は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、福祉避難所の新規指定や社会福祉施設等との協定の締結を進めていきます。また、福祉避難所における良好な環境を確保するために、福祉避難所運営マニュアルの策定に取り組んでいきます。

施 策	内 容
福祉避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ●要配慮者の状態に応じて適切に対応するため、段階的・重層的な体制を整備します。 ●あらゆる媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く市民に周知します。 ●福祉避難所運営マニュアルの策定に取り組みます。

■福祉避難所イメージ図



2 その他の対策

(1) 消費生活におけるトラブルに巻き込まれないために

消費生活におけるトラブルに関する相談窓口を開設し、相談対応を行っています。また、希望された団体等へ消費者出前講座を行うなどの取り組みを行っています。

万が一、トラブルに巻き込まれた場合は迅速な対応が求められるため、家族、警察、浜田市消費生活相談室及び地域包括支援センター等、身近な人や機関に相談することが重要となります。トラブルの啓発・被害防止のため、消費者安全確保地域協議会を通じ、関係機関・団体と情報共有しながら消費者被害の抑制を図ります。

施策	内容
消費者相談及び啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none">●消費生活相談員による消費生活相談を実施します。●消費者問題に関する出前講座の実施、市広報誌による情報発信等に取り組めます。●国や県と消費者問題等についての情報共有を行いながら、消費者相談及び啓発活動を進めます。

(2) 高齢者が安心して暮らせる居住環境

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、生活環境を整えるための適切な住宅改修やサービス付き高齢者向け住宅等への住み替えのための情報提供など、高齢者の居住環境の充実のための支援を行います。

施策	内容
住まい・施設の整備	<ul style="list-style-type: none">●民間事業者や住民に対してユニバーサルデザインの考え方を普及・啓発するとともに、高齢者・障がいのある人等とともに生きる共生の社会理念、そのために求められる共助の重要性について啓発します。●公共施設や病院、交通施設等の公益施設などの新設時及び改良時に併せて、バリアフリー化を推進・指導します。●高齢者向け住宅について、必要な事業者に対して情報提供を行います。●市営住宅の改修・整備に併せて、高齢者が住みやすいようにバリアフリー化を推進します。

(3) 高齢者が利用しやすい交通環境

自家用車を持たない高齢者の移動手段として、また、高齢者の交通事故の防止に向けて、運転免許証の自主返納が今後も進むことが予想されるなか、公共交通は大きな役割を担っています。

本市では、「第2次浜田市地域公共交通再編計画」に基づいて交通体系の見直しを進めており、より一層高齢者にやさしい交通体系の構築に取り組んでいます。

また、公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動に係る費用負担を軽減するため、「敬老福祉乗車券交付事業」に引き続き取り組んでまいります。

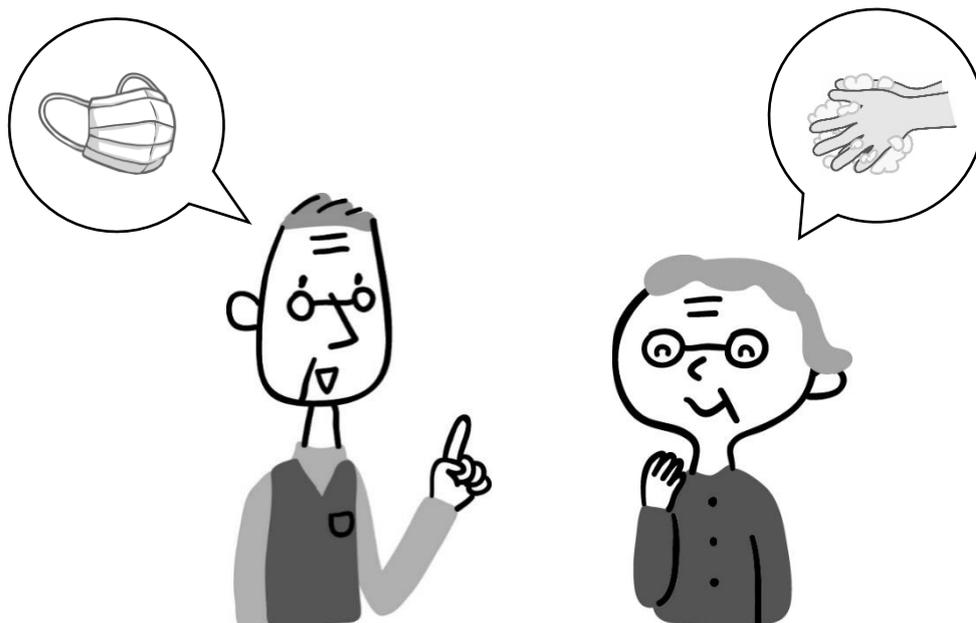
施策	内容
敬老福祉乗車券交付事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通機関を利用する機会の多い高齢者の移動に掛かる費用負担を軽減するため、「敬老福祉乗車券交付事業」の継続・拡充に取り組みます。 ●制度の見直しを行い、より使いやすい制度となるように努めます。
浜田市地域公共交通体系の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次浜田市地域公共交通再編計画」に基づき、高齢者等の交通弱者が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。 ●公共交通体系の見直しにあたっては、現在の市主管交通（生活路線バス、予約型乗合タクシー）の運行計画の変更や、また、ドア・トゥ・ドアで移動できるタクシーを利用した新たな交通手段等を検討します。

(4) 新しい生活様式への対応と感染症対策の充実

令和2年に世界的に流行した新型コロナウイルスや、毎年感染者が出るインフルエンザウイルス等の感染症対策は、今後の生活様式にも影響を及ぼしており、その対策にあたって「新しい生活様式」の導入が進んでいます。高齢者本人や、周りの人、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、ご自身の生活に合った「新しい生活様式」を実践することが求められます。

施策	内容
感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●日ごろから事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知・啓発などを行います。 ●感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うとともに、ICTを活用した会議の実施等による業務のオンライン化の促進を図ります。 ●公共施設における消毒液等の設置をはじめ、感染症対策用品の設備、備蓄の充実を図ります。

施 策	内 容
新しい生活様式への対応	<ul style="list-style-type: none"> ●令和2年に「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」から提言された「新しい生活様式」について、高齢者自身や日常的に接する地域住民等を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、それぞれの生活に応じて実践するよう、広報・啓発を行います。 ●施設内での混雑や密着を避けるなど、地域を集団感染から予防する取り組みを進めます。



第6章 高齢者福祉の推進にあたって

1 計画の推進体制

本計画策定後は、計画に沿った施策展開が円滑に行われるよう、高齢者のニーズや活用できる地域資源を適宜把握し、庁内各部及び浜田地区広域行政組合との連携を図りながら、計画の進行を管理・検証する必要があります。

そのため、担当課が中心となって計画の進捗状況を把握するとともに、次期計画の見直し時期には、本計画の達成状況の点検・分析・評価などを実施します。

2 果たすべき役割

(1) 行政の連携強化

本計画は、保健・医療・福祉・介護などを中心に多岐にわたる施策に対して一体的に取り組む必要があります。効率的な計画推進を図るため、より一層横の連携を密にし、情報を共有して取り組んでいかなければなりません。

また、国や県の動きにも注意しながら計画を推進していくとともに、広域に関わる問題や国や県の協力を必要とする問題についても迅速に対応することができるよう連携の強化に努めます。

(2) 関係機関との連携

高齢者の生活支援を総合的に行うためには、多様な関連施設や機関の協力、民生児童委員、地域住民、ボランティア、NPO等の協力が必要となります。そのほかにも、浜田市医師会、浜田市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会、浜田市高齢者クラブ連合会、女性組織、まちづくりセンター、サービス提供事業所、島根県及び保健所等との連携が不可欠です。円滑な事業運営を図るため、関係者が必要とする情報を共有できるよう情報提供を行うとともに、関係者間の連絡・調整を行うなどの協力体制づくりに取り組みます。

資料編

1 策定経過

開催日	内容
令和2年7月22日(水)	○第1回浜田市保健医療福祉協議会 1 浜田市高齢者福祉計画の見直しについて 2 高齢者福祉専門部会の設置について
令和2年10月9日(木)	○第1回高齢者福祉専門部会 1 部会長、副部会長の選任について 2 浜田市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて 3 浜田市高齢者福祉計画の素案について
令和2年12月2日(水)	○中間報告 1 第1回高齢者福祉専門部会委員の意見に対する高齢者福祉計画素案の修正
令和2年12月24日(木)	○第2回高齢者福祉専門部会 1 浜田市高齢者福祉計画の策定スケジュールについて 2 浜田市高齢者福祉計画の素案について
令和3年1月4日(月)～ 2月3日(水)	○パブリックコメント
令和3年1月21日(木)	○第2回浜田市保健医療福祉協議会 1 浜田市高齢者福祉計画の素案について

2 浜田市保健医療福祉協議会規則

平成17年12月22日

規則第241号

改正 平成20年4月1日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市附属機関設置条例（平成17年浜田市条例第18号）第3条の規定に基づき、浜田市保健医療福祉協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(補欠委員の任期)

第2条 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の議事に当たり、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第5条 協議会に、専門事項を調査審議するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、協議会から付託された事項及び保健、医療、福祉の各種計画に関する事項等について調査研究し協議会に報告する。

3 専門部会の委員は、協議会の委員のほか、必要に応じて市長が委嘱し、又は任命する。

4 前3条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、「委員」とあるのは「専門部会員」と、「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は地域福祉課において処理し、専門部会の庶務は関係主務課において処理する。

(平20規則5・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる協議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

附 則（平成20年4月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

3 浜田市保健医療福祉協議会委員名簿

No.	関係団体	職名等	氏名	備考
1	浜田市医師会	会長	齋藤 寛治	
2	浜田市社会福祉協議会	会長	大谷 克雄	副会長
3	島根県立大学	教授	川中 淳子	
4	リハビリテーションカレッジ島根	学校長	吉村 安郎	
5	浜田江津歯科医師会	会長	大山 恒夫	
6	浜田薬剤師会	顧問	川神 裕司	
7	浜田医療センター	院長	飯田 博	
8	浜田市民生児委員協議会	会長	勝手 俊美	会長
9	浜田市保育連盟	会長	山口 記由	
10	浜田市手をつなぐ育成会	会長	室崎 富恵	
11	浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	船附 克己	
12	浜田保健所	所長	村下 伯	
13	浜田警察署	署長	山崎 孝雄	
14	浜田児童相談所	所長	宮阪 敏章	
15	浜田市校長会	会長	滝本 浩之	
16	浜田自治区地域協議会	委員	肥塚 由美子	
17	金城自治区地域協議会	副会長	岩田 博子	
18	旭自治区地域協議会	委員	村武 謙司	
19	弥栄自治区地域協議会	委員	三浦 寿紀	
20	三隅自治区地域協議会	委員	岡田 綾子	

4 浜田市高齢者福祉専門部会委員名簿

No.	関係団体	職名等	氏名	備考
1	浜田市高齢者クラブ連合会	事務局長	船 附 克 己	
2	浜田圏域老人施設協議会	理事	下 岡 謙 治	
3	浜田地域介護支援専門員協会	会長	大 野 涉	
4	認知症の人と家族の会 島根県支部 浜田地区会	世話人	下 田 真輝子	
5	浜田市医師会	理事	都 仁 哉	部会長
6	浜田医療センター	医療社会事業 専門員	山 本 悠 策	
7	浜田市社会福祉協議会	介護福祉課長	三 浦 聖 二	副部会長
8	浜田自治区地域協議会	会長	村 井 栄美子	
9	金城自治区地域協議会	委員	毛 利 まつみ	
10	旭自治区地域協議会	委員	大 屋 美根子	
11	弥栄自治区地域協議会	委員	小笠原 詞 子	
12	三隅自治区地域協議会	委員	佐々木 顕 友	
13	浜田保健所	調整監	林 清 子	
14	浜田市地域包括支援センター	専門企画員	竹 本 弘 子	

浜田市高齢者福祉計画

令和3年度～令和5年度

発行年月：令和3年3月

発行・編集：浜田市 健康医療対策課

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

TEL：0855-25-9320

FAX：0855-23-3440